

# 2016 HAKOSHIN REPORT

## 函館信用金庫の現況

平成27年4月1日～平成28年3月31日

新しい時代へ。  
新しい第一歩を  
皆様とともに。

## CONTENTS

ごあいさつ	1
合併のお知らせ	2
経営理念・経営方針	3
函館信用金庫と地域社会	4
事業の概況	6
地域貢献、社会貢献活動	8
中小企業の経営の改善及び地域の 活性化のための取組みの状況	10
トピックス・はこしんの歩み	12
業務のご案内	13
手数料一覧	16
組織・概要	17
統合的リスク管理態勢	18
総代会について	22
営業地区・店舗一覧	24
自動機器設置状況	25
総代の属性別構成比・選任区域	26
経理・経営内容	27
資金調達・資金運用	33
リスク管理債権・金融再生法開示債権	37
パーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示	38
開示基準項目一覧	47

# HAKOSHIN REPORT

# ごあいさつ

函館信用金庫

理事長 上條 博英



皆さまには、平素より私ども函館信用金庫をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

ここに本年も「はこしん」の経営内容をより理解賜りたく、ディスクロージャー誌「2016 HAKOSHIN REPORT」をお届けいたします。

さて、平成27年度わが国の経済を振り返りますと、世界経済をけん引してきた中国経済の成長率の鈍化、実質所得減少による個人消費の低迷、年明けには為替レートが円高基調となる等、今後注視しなければならない不透明な要素が見られる状況となっております。

さらには、新年度に入ってから、世界各地で頻発しているテロ行為や英国のEU離脱決定等、混沌とする国際情勢によって、日本経済の先行きは益々不安定化してくるものと思われまます。

一方、管内経済に目を転じますと、個人消費は、他の地域同様伸び悩んでおりますが、基幹産業である観光業は、東南アジアを始め諸外国からの観光客が大幅に増加する等、引き続き順調に推移し、管内経済をけん引しております。

また、今年3月には、待望の北海道新幹線が開業いたしました。今後、地域経済活性化の契機とするため、ホテルや商業施設の新設・増設、他の地域との交流の増加、イベント活動等が数多く計画されている等、これらが地域活性化のカンフル剤になるのではと大いに期待されるところです。

このような経済環境下、私ども「はこしん」は、協同組織金融機関としての理念に基づき、皆さまのご支援のもと、金融サービスの提供等を通じて地域経済活性化に向け活動してまいりましたが、お蔭様をもちまして、平成27年度も一定の利益を計上することが出来ました。

今後も、地域社会、地域経済発展の一翼を担えるよう、役職員一同、安定的な収益確保、財務基盤の充実化を図り、経営の健全化に尽力してまいります。

皆さまには、既に報道等でご案内のことと存じますが、私ども函館信用金庫は平成29年1月に、江差信用金庫と合併し、“道南うみ街信用金庫”として新たな一歩を踏み出すこととなりました。

現在の経済環境下、道内経済も回復の兆しは増えてきてはおりますが、人口減少等地域経済が依然として厳しい状況に置かれている中、合併によるスケールメリットを活かし、業務の多様化・高度化等の一層深度ある金融サービスの強化を図るとともに、地域社会の発展・中小事業者の育成にこれまで以上に貢献するために、今回の合併を決断したものです。

これまで、函館信用金庫にいただいた皆様からの温かいご支援に心から感謝いたしますとともに、来年1月からは新たに“道南うみ街信用金庫”となり、これまで以上に地域の皆様から信頼され、愛される信用金庫として、その使命を全うしてまいりますので、尚一層のご支援・ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、お取引先皆さま方の今後益々のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

平成28年7月



# 函館信用金庫は、江差信用金庫と 平成29年1月23日を日処に合併し、 『道南うみ街信用金庫』として、 新たな一步を踏み出します。

金融機関を取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、信用金庫においても資産の健全性と収益力の向上が今まで以上に求められています。

このような状況下、より一層お客様に信頼され真に地域から必要とされる金融機関になるためには、隣接し営業区域が重複する2つの信用金庫が合併し、スケールメリットと効率性を高めることにより、健全かつ強固な経営基盤を構築することが最大の方策であるとの認識で一致いたしました。

---

今回の合併の目指すものは、次のとおりと考えております。

- 1 経済全体に回復の流れが生じてきているものの、地域経済は依然として厳しい状況に置かれており、本合併によるスケールメリットを活かし、業務の多様化・高度化など一層の深度ある金融サービスの強化を進めることで経営の基盤強化が図られ、より充実した地域への円滑な資金供給等金融仲介機能の発揮に繋がり、地域社会の発展に今まで以上に貢献できることとなります。
- 2 本格的な人口減少時代、超高齢社会の到来による社会構造の急激な変化が想定される中、人材の有効活用、事務コストを中心とした効率化等による経営体質の強化により、多様化・高度化するお客様の要望に迅速かつ的確に応えることが可能となります。

以上のように、合併後発足する信用金庫といたしましては、更なる経営体質の強化を図り、地域金融機関として確固たる経営基盤を構築し、もってお客様の利便性向上と地域社会の発展に貢献していく所存であります。

今後は、順次所定の合併手続きを進めてまいりますとともに、お客様をはじめとして各方面からのご協力を得て、一日も早く今回の合併の効果が発揮されるよう、役職員一丸となって努力する所存でございますので、格別のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年1月29日

函館信用金庫 理事長 上條 博英

江差信用金庫 理事長 藤谷 直久

## はこしん憲章

郷土の繁栄と人々の幸せを願って生まれた函館信用金庫は  
幾多の辛酸を経て今日の基礎を築きました。  
私たちは先人に感謝を捧げその心をうけついで  
地域社会の発展と繁栄に奉仕しよう。

1. 私たちは積極的に仕事に取り組み豊かで住みよい郷土を築こう
2. 私たちは顧客、会員を大切に誰からも愛される金庫をつくろう
3. 私たちは信用を重んじて高い人格を養い気品ある庫風を築こう
4. 私たちは常に心身を鍛え働くことを喜びとし明るい職場をつくろう
5. 私たちは人間性豊かに互いに信頼し合い役職員およびその家族の幸せを築こう

## 経営理念

当金庫は、会員制度による協同組織の原点に立って、地元中小企業の発展と地域住民の豊かな生活の実現に尽力し、地域社会の一員として地域と共に歩む金融機関を目指し、次の3つを経営の基本理念としております。

中小企業の  
健全な発展

豊かな国民  
生活の実現

地域社会  
繁栄への奉仕

## 経営方針

当金庫は、会員制度による協同組織金融機関として相互扶助の精神を貫き、地元中小企業の発展と地域住民の豊かな生活を実現するために、地域と手を携え、共に歩んで行くことを経営の理念としております。

その経営理念に基づき、地域金融機関としての使命を果たすため、いかなる経営環境の変化にも耐えうる、安定した経営基盤を確立するため、平成22年3月に策定した「経営健全化計画」に基づいて引き続き経営の更なる安定化に努めるとともに、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

# 函館信用金庫と地域社会

当金庫は、函館市を中心とした2市10町を事業区域として、地元の中小企業や住民が会員となって、お互いに助け合い発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資（貸出）を行ってお手伝いするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展のために努力しております。



## 預金積金に関する事項

地域からの資金調達に関する状況

当金庫では、地域のお客様の多様なニーズにお応えし、着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実・向上に向け努力してまいります。

お客様から、大きな支持をいただいている商品として、懸賞金付定期預金「チャンス」を発売しております。このほか、当金庫で取扱っている商品等につきましては、当金庫のホームページまたは営業店へ直接ご照会下さい。

預金積金残高 121,226 百万円  
 □座数 144,517 □座 (平成28年3月末現在)

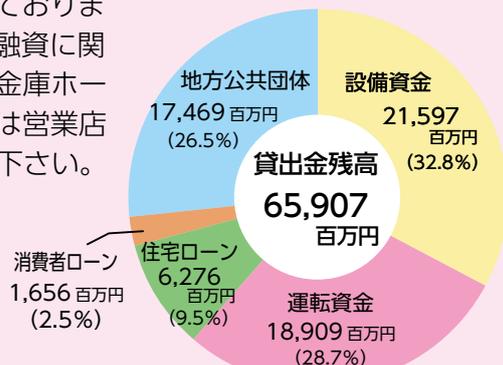


## 貸出金(運用)に関する事項

地域への資金供給の状況

お客様からお預かりした預金積金は、お客様の様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化のために、貸出金という形で地域社会に還元しております。また、当金庫管内の市町村と協調して、借入者の負担が少しでも軽減できる制度融資等も取扱っております。当金庫の融資に関する詳細は当金庫ホームページまたは営業店へ直接ご照会下さい。

《貸出金資金用途別残高構成》



預金積金に占める貸出金の割合 54.37% (平成28年3月末現在)

## お客様（会員）

### 預金積金

□座数  
144,517 □座



### 貸出金

融資先数 4,789先  
融資件数 7,364件

## お客様（会員）



## 出資金

会員数 11,687名  
出資金残高  
3,079百万円

## 函館信用金庫

常勤役員数/123名  
店舗数/11店舗

計数は平成28年3月末現在

## 支援サービス

経営相談等



## 文化的・社会的貢献に関する事項

当金庫では、本来の金融機関業務にとどまらず、地域の一員としての社会的責任を果たすため、スポーツ振興や社会福祉活動への参加などを通じ、地域の活性化に積極的に取り組んでおります。

平成27年度の取り組みにつきましては、本誌P 8をご覧ください。



AEDの寄贈（北斗市）



箱館五稜郭祭



## 取引先への支援等

地域との繋がり

政府系金融機関や中小企業支援センター、(独)中小企業基盤整備機構等との連携を図り、地元企業発展のための助言・協力等を積極的に行っております。また、当金庫のお取引先と地域並びに会員相互の情報共有の場である「店名会」を従前に増して機能的に発展させるとともに、全国信用金庫協会、信金中央金庫、その他外部団体等からの情報収集と活用に努め、「ビジネス・マッチング」を積極的に展開し、お取引先のビジネスチャンス拡大につなげてまいります。

さらに、お客様からの相談内容については、専門家に紹介・仲介する等、企業の問題解決にも積極的に取り組んでまいります。

## 貸出金以外の運用に関する事項

当金庫は、お客様からお預かりした預金積金を、貸出金による運用の他に有価証券等による運用も行っております。

有価証券の運用は、国債等を中心とした各種リスクに配慮した運用に努めております。

有価証券残高 21,835百万円

《有価証券残高構成》



預金積金に占める有価証券の割合 18.01%

(平成28年3月末現在)

## 事業の方針と経済情勢

平成27年度のわが国経済は、中国をはじめとする新興国経済減速の影響から、金融資本市場においても一時期は不安定な動きがみられましたが、内需が比較的堅調に推移し、国内企業においても原油価格の低下等の経営環境の変化により収益環境に改善が見られた1年でありました。また、個人消費の面でも、雇用・所得環境は着実に改善し、底堅く推移いたしました。

一方、管内経済に目を転じますと、個人消費は雇用環境も幾分持ち直しつつあるものの消費動向の一部には弱さが見られ、企業においては大型公共投資の減少、原材料費の高騰や電気料金の値上げ等により収益環境は依然として厳しい状況が続いております。しかしながら、昨年度は年間を通じアジア圏を中心としたインバウンドと呼ばれる外国人観光客が増加するなど観光業は拡大傾向にあり、更に平成28年3月26日には、待望の北海道新幹線が開業いたしました。

このように、管内経済は、回復感に乏しさはありましたが、北海道新幹線開業を契機とした今後の経済回復への期待感が膨らんだ1年でありました。

平成27年度におきましては、「はこしん」としての存在感を示していくため、預金と融資の安定的かつ持続的な増強を図りつつ、中小企業に対する経営支援・育成支援、地域経済の活性化に注力し、経営の健全化に全力を尽くしてまいりました。

## 業績

### ① 預金

27年度は、既往の預金商品に加え、特別金利定期預金「NICE1」・「NICE3」、北海道新幹線開業記念定期預金「未来」のほか、懸賞金付定期積金「トライ」を販売し大変ご好評いただきましたが、相続に伴う預金流出や地公体預金が前年度を下回った結果、前年度比1.78%、21億円減少の1,212億円となりました。

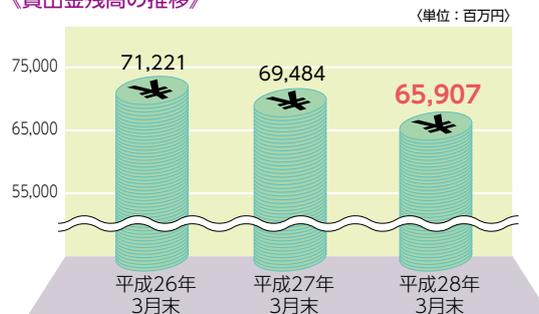
《預金残高の推移》



### ② 貸出金

27年度は、事業先に対する資金需要に積極的な対応を行うとともに、個人向けにも消費者ローンの特別金利キャンペーンを実施するなど、資金ニーズに沿うよう資金供給に努めてまいりましたが、債権売却を行ったことや、依然として他行低金利攻勢による肩代わりの影響もあり、前年度比5.14%、35億円減少の659億円となりました。

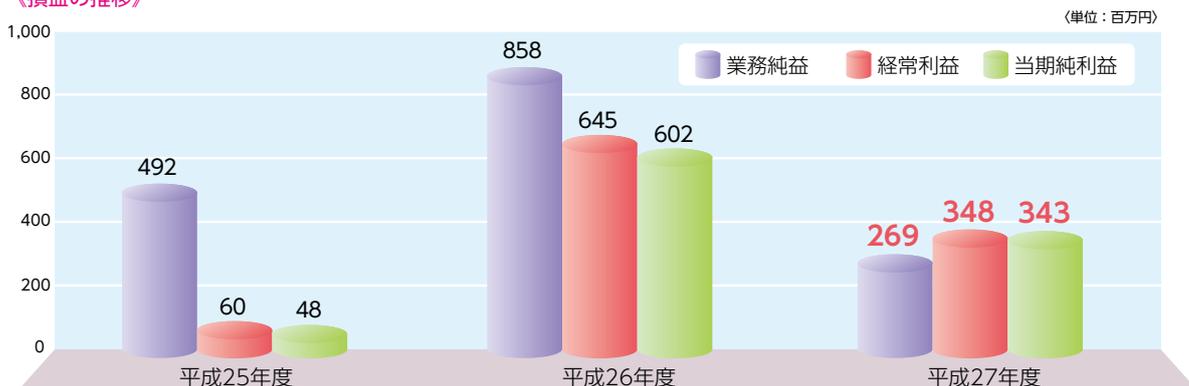
《貸出金残高の推移》



### ③ 収益

収益状況につきましては、残高の減少に加え金利水準が低位にあること等から貸出金利息、有価証券利息配当金等の資金運用収益は減少し、費用においては経費削減による支出抑制に努めたものの、投資信託の売却損失計上により業務費用が増加したことから、業務純益は同比588百万円減少の269百万円となりました。また、経常利益は同比296百万円減少の348百万円、当期純利益は同比259百万円減少の343百万円となりましたが、一定の利益を確保することができました。

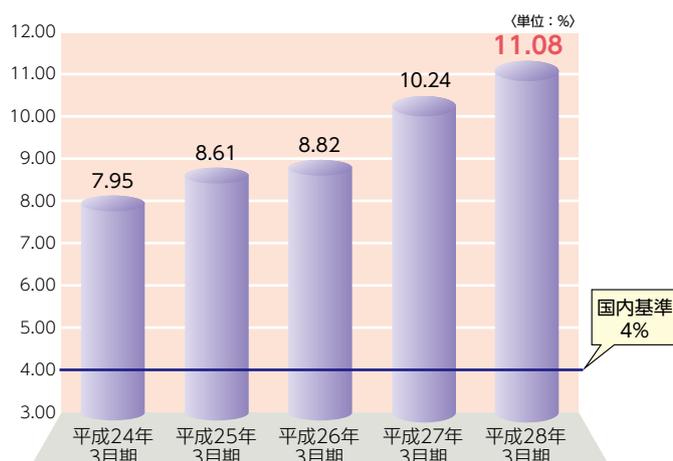
《損益の推移》



#### ④ 自己資本比率

自己資本比率 **11.08%**  
(平成28年3月期)

自己資本比率は前年度比0.84ポイント増加の11.08%となりました。経営の健全性の指標であります国内基準4%を上回る水準を確保しており、当金庫の健全性は保たれ、強化されております。



### 事業の展望と当金庫が対処すべき課題

平成28年度の管内経済は、待ちわびた北海道新幹線の開業により、今後、関東や東北方面からの観光客増加が見込まれるとともに、将来を見据えたホテルや商業施設の新設・改装など観光関連業種の動きが活発となって、地域経済回復を後押ししていただくとの期待は高まりつつあります。

今後も、預金と融資の安定的かつ持続的な増強を図り、また、中小企業に対する経営支援・育成支援など従来から取り組んでいる施策を継続し、地域社会の発展に貢献するとともに、経営の健全化に全力を尽くしてまいります。

また、当金庫は、平成29年1月23日を目処として、江差信用金庫と合併し、“道南うみ街信用金庫”として新たな一歩を踏み出すこととなりました。

管内経済に回復の流れは生じてはいるものの、人口減少など地域経済が依然として厳しい状況に置かれている中、合併によるスケールメリットを活かし業務の多様化・高度化など一層の深度ある金融サービスの強化を図るとともに、地域社会の発展・中小事業者の育成に今まで以上に貢献していくことを見据えてのものです。

現在、合併に向けて合併準備委員会を設置し鋭意作業を進めておりますが、地域金融機関として、より強固な経営基盤を構築し、お客様の利便性向上と地域社会の発展に貢献していくため、一日も早く合併の効果が発揮されるよう、役職員一丸となって努力してまいります。

#### 《最近5年間の主要な経営指標の推移》

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経 常 収 益 (千 円)	2,367,386	2,152,799	2,343,924	2,179,408	1,999,315
経 常 利 益 (千 円) (又は経常損失(△))	235,398	331,552	60,545	645,141	348,780
当 期 純 利 益 (千 円) (又は当期純損失(△))	227,554	314,792	48,844	602,073	343,029
出 資 総 額 (百万円)	3,161	3,136	3,112	3,097	3,079
普 通 出 資 額 (百万円)	1,761	1,736	1,712	1,697	1,679
優 先 出 資 額 (百万円)	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
出 資 総 口 数 (千 口)	3,802	3,752	3,704	3,675	3,639
普 通 出 資 口 数 (千 口)	3,522	3,472	3,424	3,395	3,359
優 先 出 資 口 数 (千 口)	280	280	280	280	280
純 資 産 額 (百万円)	3,787	4,137	4,029	4,559	5,061
総 資 産 額 (百万円)	121,805	124,587	129,026	129,139	127,313
預 金 積 金 残 高 (百万円)	116,843	119,197	123,777	123,425	121,226
貸 出 金 残 高 (百万円)	69,191	68,065	71,221	69,484	65,907
有 価 証 券 残 高 (百万円)	21,082	24,249	22,557	21,115	21,835
単 体 自 己 資 本 比 率 ( % )	7.95	8.61	8.82	10.24	11.08
普 通 出 資 対 する 配 当 金 (千 円) (普通出資1口当たり配当金) ( 円 )	17,613 (5)	17,362 (5)	17,122 (5)	33,951 (10)	33,594 (10)
優 先 出 資 対 する 配 当 金 (千 円)	61,600	61,600	44,800	44,800	33,600
役 員 数 ( 人 )	10	10	10	10	10
う ち 常 勤 役 員 数 ( 人 )	5	5	5	5	5
職 員 数 ( 人 )	134	126	123	123	118
会 員 数 ( 人 )	12,132	12,038	11,921	11,824	11,687

# 地域貢献、社会貢献活動

函館信用金庫は、金融機関としての立場にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

## 文化活動

### ◎金融教育セミナーの開催

これからの将来を担っていく子供たちに「お金」の役割や大切さを学んでもらうことを目的として、営業店近郊に通う小学生を対象に、金融教育セミナー「はこしん おかねの学校」を開催いたしました。



### ◎第2回 函館信用金庫“こども絵画コンクール”の開催

店舗所在地の地域に通う小学生4年生から6年生を対象としたこども絵画コンクールを開催いたしました。

テーマ：『わたしの愛する故郷』  
ふるさと

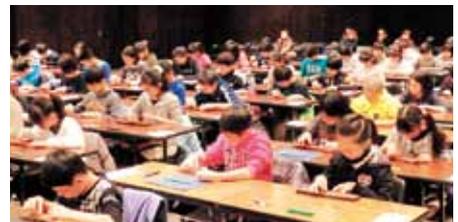
応募作品数 580作品

入選作品 31作品（最優秀賞（理事長賞）1作品、金賞・銀賞・銅賞 各10作品）



### ◎第39回函館地区小中学生珠算競技大会の開催

函館市民会館小ホールにて地域の小中学生82名の参加により、地域の教育（珠算技能の習得）と振興を目的に開催いたしました。



### ◎営業店ロビーを活用した写真展示会の開催

地元観光協会との連携による地域イベントの写真展示会や地域で活動しているお客様の写真個展の開催など、地域の皆様とのコミュニケーションの場として営業店ロビーを開放しています。



## 環境への取組み

### ◎ボランティア清掃活動～本店

### ◎道南一三會主催「穴間海水浴場清掃」～ばんだい支店

### ◎湯川2丁目町会「春のクリーン・グリーン作戦」～湯川支店

### ◎サラキ岬チューリップ球根植え～木古内支店



## 福祉活動

### ◎北海道教育庁教育局との「北海道家庭教育サポート企業等制度」の協定締結

家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業として、北海道における家庭教育の一層の推進を図るため、北海道教育庁渡島教育局と「北海道家庭教育サポート企業等制度」協定を締結いたしました。



## ◎社会福祉協議会への寄付

各店対抗ゴルフ大会にチャリティホールを設け、その趣旨に賛同いただいた方々から寄せられた寄付金と合わせ10万円を北斗市社会福祉協議会に寄付いたしました。



## ◎「愛の献血運動」への協力

「愛の献血運動」に協賛し、職員はじめ、お取引先企業の社員の方々総勢48名が参加いたしました。



## ◎北海道新幹線停車駅所在地の自治体へのAED寄贈

平成28年3月に開通した北海道新幹線の停車駅がある北斗市ならびに木古内町に、開業を記念してAED(自動体外式除細動器)を寄贈いたしました。



## 地域行事への参加

◎営業店所在地の地域で開催されるイベントに積極的に参加し、地域活性化のお手伝いをしております。主な参加行事は次のとおりです。

- ◆ ワッショイはこだてみなと踊り～全店
- ◆ 第46回箱館五稜郭祭～五稜郭支店
- ◆ 湯川商店街「第23回千勝まつり」～湯川支店
- ◆ 湯川商店街振興組合「納涼ビアパーティ」～湯川支店
- ◆ 湯の川温泉花火大会～湯川支店
- ◆ 湯倉神社例大祭～湯川支店
- ◆ 北斗市夏まつり～北斗支店
- ◆ 北海道新幹線開業「3.26旗振り歓送迎隊」～北斗支店
- ◆ 大沼湖水まつり～七飯支店
- ◆ 三嶋神社例大祭～七飯支店
- ◆ 第50回大沼函館雪と氷の祭典～七飯支店
- ◆ 佐女川神社例大祭～木古内支店
- ◆ 北海道新幹線開業イベント「新幹線に手を振り隊」～木古内支店
- ◆ きこない咸臨丸まつり～木古内支店
- ◆ 寒中みそぎフェスティバル2016～木古内支店
- ◆ 知内町さくらまつり～知内支店
- ◆ サマーカーニバル in 知内～知内支店



## スポーツ振興への支援

◎函館信用金庫理事長杯「第11回ジュニアフットサル大会」の開催

近郊の市町村から24チームが参加いたしました。



◎店舗の所在する地域において少年野球大会やゲートボール大会を主催し、当該地域におけるスポーツ振興のお手伝いをしております。主な大会は次のとおりです。

- ◆ 第25回函館信用金庫杯争奪「中学校野球大会」～知内支店
- ◆ 第28回はこしん北斗支店長杯争奪「ゲートボール大会」～北斗支店
- ◆ 第35回はこしん中道杯争奪「親善少年野球大会」～中道支店



## その他

- ◎秋の交通安全運動～七飯支店
- ◎秋の交通安全運動早朝街頭啓発運動～知内支店
- ◎楸法華地区交通事故死ゼロ20周年達成記念交通安全街頭啓発運動～えさん支店

# 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

## 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、地域金融機関として、地域から信頼され、存在感のある信用金庫を目指し、地元中小企業と地域住民の豊かな生活を実現するために、地域と手を携え、ともに歩んで行くことを経営の理念としており、地域中小企業金融の円滑化や地域利用者の利便性向上の取組み強化など、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、全力を傾注して取り組んでまいります。

### 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に真摯に取り組めます。



## 中小企業の経営支援に対する態勢整備の状況

当金庫は、上記の基本方針を適切に実施するため、次の通り、必要な態勢整備を図っております。

- お客さまからのご返済に関するご相談により細かく対応するため、「金融円滑化法等ご相談窓口」を全店に設置し、金融の円滑化にむけた営業店体制の強化を図っております。
- 本部審査部に「お問い合わせ総合窓口」を設置し、中小企業者および住宅ローンご利用のお客さまへのきめ細やかな対応を図るための方策を検討し、地域の金融円滑化に向けた取組みを強化するとともに、ご返済にかかる相談等に迅速かつ適切にお答えするため、専用ダイヤルを設置しております。
- 複数の金融機関から借り入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と十分に連携を図って、貸付条件の変更等や円滑な資金供給により支援を継続してまいります。

### 金融円滑化法等ご相談窓口

設置場所：当金庫本店  
営業時間：信用金庫営業日 9：00～15：00

### お問い合わせ総合窓口(金融円滑化対応室)

設置場所：審査部  
電話番号：0120-700295 (フリーダイヤル)  
営業時間：信用金庫営業日 9：00～17：00

## 中小企業の経営支援に関する取組み状況

### 創業・新規事業開拓の支援

当金庫は関係機関や(株)日本政策金融公庫函館支店、中小企業支援センター、(独)中小企業基盤整備機構等との連携を図り、創業支援等地元中小企業発展のため助言・協力等を積極的に行っております。

また、経営革新等認定支援機関として事業計画策定支援や資金計画等に対する助言等、お取引先への専門性の高い支援を行っております。

### 成長段階における支援

#### ○札幌証券取引所・函館信用金庫企業合同セミナーの開催

- 地方取引所を利用した道内企業の成長支援、地域経済活性化を図ることを目的として、札幌証券取引所と連携し、財務・税務・法務等各分野の専門家によるセミナーを開催いたしました。

《セミナー概要》(参加者：43名)

- 第1部 事業承継、会計制度の整備、内部管理体制の構築、リーガルチェック、IPOと資金調達
- 第2部 クラウドファンディングについて

#### ○ビジネスマッチング支援等

- 平成28年3月10日(休)当金庫お取引先の企業間取引支援拡大に取組み、店名会会員交流会&講演会を開催いたしました。

【講演会】(参加者：93名)

講師：函館ラ・サール高等学校  
ラグビー部顧問 荒木 竜平氏

テーマ：ラ・サールラグビーの生活力

【交流会】(参加者：94名)



- 平成25年3月に刊行した「店名会」会員紹介情報誌「ビジネス・マッチング」の積極的な活用等により、お取引先のビジネスチャンス拡大を積極的に展開しております。

会員紹介情報誌は函館信用金庫ホームページでもご覧いただけます。  
(ただし、当金庫の各営業店店名会会員に限ります。)

※ビジネスマッチング及び会員情報紹介誌に関するお問い合わせは、下記にて受け付けております。  
函館信用金庫業務部  
受付時間：9：00～17：00（当金庫営業日） TEL 0138-22-1242

### 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

当金庫では、外部機関と連携を図りつつ、本部審査部と営業店の連携により経営改善支援を実施しており、経営不振に陥っている取引先の経営改善に向け、取引先と改善策を協議しながら財務改善提案を行う等、コンサルティングサービスを行っております。

経営改善支援の取組み実績(平成27年4月～平成28年3月)

(単位：先数)

(単位：%)

	期初債務者数 A	うち経営改善 支援取組み先 α	αのうち期末 に債務者区分 がランクアップ した先数 β	αのうち期末 に債務者区分 が変化しな かった先数 γ	αのうち再生 計画を策定し ている全ての 先数 δ	経営改善 支援取組率 α/A	ランク アップ 率 β/α	再生計画 策定率 δ/α
正常先 ①	923	1	1	1	—	0.1%	—	—
要注意先	うちその他要注意先 ②	170	1	—	1	0.5%	—	—
	うち要管理先 ③	5	1	1	—	20.0%	100.0%	—
破綻懸念先 ④	50	1	—	1	—	2.0%	—	—
実質破綻先 ⑤	22	1	—	1	—	4.5%	—	—
破綻先 ⑥	6	—	—	—	—	—	—	—
小計(②～⑥の計)	253	4	1	3	—	1.5%	—	—
合計	1,176	5	1	4	—	0.4%	—	—

### 事業価値を見極める融資手法をはじめ、中小企業に適した融資供給手法の徹底

〈担保・保証に過度に依存しない融資等への取組み〉

- オリックス(株)保証を利用した事業者向け融資

商品名「パワーサポート3000」

27年度取組実績 4件 34百万円 (28年3月現在 73件 264百万円)

- 地方自治体との連携による融資制度の活用

27年度取組実績 27件 128百万円 (28年3月現在 99件 239百万円)

〈人材育成のための庫内研修の実施並びに外部研修への派遣〉

庫内集合研修(累計) 10講座 178名

外部派遣研修 5講座 12名

### 地域活性化に関する取組み状況

〈自治体のまち・ひと・しごと創生(地方創生)に向けた推進会議への参画〉

営業店所在地の各自治体において「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定及び推進するために設置された推進会議等に、地域金融機関が持つ知見を活かし委員として積極的に参画するなど、地域活性化に取り組んでおります。

〈観光モデル冊子の刊行ならびに観光誘致活動の実施〉

北海道新幹線開業に向け信用金庫業界の観光客誘致を図るため、平成27年7月に観光モデル冊子「北海道新幹線で行く南北海道満喫の旅」を刊行しました。

冊子は、全国の信用金庫や関連団体へ寄贈するとともに、9月には「観光モデル冊子PR隊」を結成し、北海道新幹線沿線に本店を構える東北9信用金庫へ観光誘致のためのPR訪問活動を実施しました。

また、本冊子は、昨年12月、全信懇主催による第35回信用金庫PRコンクールにおいて、パンフレット・冊子部門特別賞を受賞しました。



# トピックス・はこしんの歩み

## 平成27年

- 5月1日～8月31日 第41回懸賞金付定期預金「チャンス」発売
- 6月10日～9月30日 特別金利定期預金「NICE 1」発売
- 6月10日～8月31日 特別金利定期預金「NICE 3」発売
- 6月16日 第92期通常総代会開催
- 6月19日 「信用金庫の日」記念「愛の献血運動」実施
- 7月31日 観光モデルコース冊子「北海道新幹線で行く南北海道満喫の旅」出版  
年次ディスクロージャー誌「2015 HAKOSHIN REPORT」刊行
- 8月2日・3日 函館港まつりパレード「ワッショイはこだてみなと踊り」参加
- 9月1日～3日 観光モデルコース冊子「北海道新幹線で行く南北海道満喫の旅」東北三県キャラバン隊PR活動
- 9月17日 「第26回はこしん全店対抗ゴルフ大会」開催
- 10月19日～20日 「パークゴルフ&十勝川温泉の旅」実施
- 10月21日～平成28年3月31日 第42回懸賞金付定期預金「チャンス」発売
- 11月9日～平成28年4月28日 「はこしん個人ローン特別金利キャンペーン」  
「はこしん住宅関連個人ローン特別金利キャンペーン」
- 11月7日～8日 函館信用金庫理事長杯「第11回ジュニアフットサル大会」開催
- 11月12日 札幌証券取引所・函館信用金庫合同セミナー
- 11月16日～平成28年3月31日 北海道新幹線開業記念定期預金「未来」発売  
懸賞金付定期積金「トライ」発売
- 12月1日～平成28年1月20日 「第2回函館信用金庫“こども絵画コンクール”」開催



## 平成28年

- 1月7日・13日 金融教育セミナー「はこしん おかねの学校」開催
- 1月8日 「第39回函館信用金庫理事長杯函館地区小中学生珠算競技大会」開催
- 1月29日 江差信用金庫と合併に基本合意
- 3月10日 店名会会員交流会&講演会開催

## はこしんの歩み

- |                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 大正13年 7月 有限責任「函館信用組合」を設立         | 平成10年12月 上磯支店上磯町役場出張所開設(店外ATM)                              |
| 昭和18年 7月 市街地信用組合法により「函館信用組合」に改組  | 11年 3月 亀田支店栢根出張所開設(店外ATM)                                   |
| 20年 7月 万代町支店(現ばんだい支店)開設          | 11年 4月 郵貯ATMとの提携開始  |
| 23年 3月 営業地区拡張(亀田郡、上磯郡、松前郡)       | 12年 3月 本部組織機構改革実施   |
| 25年 5月 五稜郭支店開設                   | 12年 3月 デビットカードサービスの取扱開始                                     |
| 25年 9月 上磯支店開設                    | 12年12月 金庫内ネットワークシステムスタート                                    |
| 26年10月 信用金庫法制定により「函館信用金庫」に改組     | 13年 3月 スポーツ振興投票券(サッカーくじ)の取扱開始                               |
| 27年10月 尻岸内支店(現えさん支店)開設           | 13年10月 損害保険窓口販売業務の取扱開始                                      |
| 32年 7月 七飯支店開設                    | 13年11月 亀田支店新築移転オープン   |
| 35年11月 木古内支店開設                   | 14年10月 生命保険募集代理店登録  |
| 37年10月 亀田支店開設                    | 15年10月 生命保険窓口販売業務取扱開始                                       |
| 39年 8月 湯の川支店(現湯川支店)開設            | // 本部・本店移転オープン  |
| 41年 3月 営業地区拡張(森町、上ノ国村、江差町)       | 15年12月 「本店・松風町支店」並びに「湯川支店・花園支店」の母店化実施                       |
| 42年 4月 七飯町の指定金融機関事務取扱開始          | 16年 6月 80周年記念祝賀会  |
| 43年 4月 営業地区拡張(八雲町、砂原村、鹿部村、南茅部町)  | ◎創立80周年記念事業   |
| 45年 9月 預金量100億円達成                | 「愛の献血運動」実施  |
| 49年10月 創立50周年記念式典挙行              | 「はこしんジュニアサッカー大会」実施  |
| 50年10月 北海道信用金庫協会共同事務センターオンラインに加盟 | 「飛鳥クルーズの旅」実施  |
| 53年 8月 恵山町の指定金融機関事務取扱開始          | 人間関係学勉強会開催(計6回)等  |
| 54年12月 中道支店開設                    | 16年12月 函館市と道南4町村の合併により「函館市指定代理金融機関」契約の締結                    |
| 57年 5月 預金量500億円達成                | 「ローン担保証券(CLO)」取扱開始  |
| 57年10月 知内支店開設                    | 17年11月 木古内支店新築移転オープン  |
| 58年 7月 戸井町の指定金融機関事務取扱開始          | 18年10月 北斗市誕生に伴い、上磯支店を北斗支店に名称変更                              |
| 59年 1月 国債等の募集業務取扱開始              | 19年 1月 「電停ネーミングライツ」制度第一号スポンサー企業として契約<br>及びカラー電車「はこしん号」運行を開始 |
| 63年10月 第3次オンラインシステムスタート          | 19年 6月 預貸和(預金残高、貸出金残高の合計)2,000億円達成                          |
| 平成2年 4月 知内町の指定金融機関事務取扱開始         | 19年 9月 湯川支店新築移転オープン   |
| 3年10月 両替業務取扱開始                   | 22年10月 千代台支店を五稜郭支店に統合                                       |
| 4年 5月 七飯町役場へ店外CD開設               | // 五稜郭支店移転オープン  |
| 5年11月 日本銀行との当座預金取引開始             | 23年 2月 花園支店を湯川支店に統合   |
| 6年 7月 預金量1,000億円達成               | 24年 2月 弁天支店を本店に統合   |
| 6年12月 日本銀行歳入代理店事務取扱開始            | 25年 2月 しんきん電子記録債権サービス取扱開始                                   |
| 9年 3月 上磯支店久根別出張所開設(店外ATM)        | 26年 6月 創立90周年記念祝賀会  |
| 9年 9月 ポスト3次オンラインシステム替移行          | 28年 1月 江差信用金庫と合併合意  |
| 10年 6月 般法華村の指定金融機関事務取扱開始         |   |
| 10年11月 上磯町(現北斗市)の指定金融機関事務取扱開始    |   |

## はこしの主な事業

当金庫は次の業務及びこれに付随する業務を行っております。

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
  - (1) 債務の保証又は手形の引受け
  - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買、（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）
  - (3) 有価証券の貸付け
  - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取
  - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
  - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
  - (7) 次に掲げる者の業務の代理  
株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人中小企業基盤整備機構、一般社団法人しんきん保証基金、一般財団法人建設業振興基金、一般社団法人全国石油協会、独立行政法人農林漁業信用基金、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人福祉医療機構、公益財団法人不動産流通推進センター、北海道建設業信用保証株式会社、日本銀行
  - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
- 金庫（信用金庫及び信金中央金庫）
- (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- (10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- (11) 振替業
- (12) 両替
- (13) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く。）
- (14) 金融等デリバティブ取引（(5)及び(13)に掲げる業務に該当するものを除く。）
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
  - (1) 保険業法（平成7年法律105号）第275条第1項により行う保険募集
  - (2) 当せん金付証券法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証券の販売事務等
  - (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
  - (4) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

## 預金業務

種類	預入金額	期間	特色・内容
当座預金	1円以上	出し入れ自由	事業を営む方に最適です。小切手・手形などをご利用いただける預金です。
普通預金	1円以上	出し入れ自由	窓口・キャッシュサービスコーナーで自由にお引き出し、お預け入れができ、給与、年金、配当金などの自動受取りもできます。また、公共料金、クレジットなどの自動支払いもご利用になれます。
無利息型普通預金 (決済用普通預金)	1円以上	出し入れ自由	利息がつかない普通預金です。普通預金と同じように利用でき、預金保険制度により全額保護の対象となります
貯蓄預金	1円以上	出し入れ自由	普通預金と同じようにキャッシュカードをご利用いただけ、お引き出し、お預け入れが自由で、個人の方を対象とした預金です。お預け入れ残高に応じた5段階の有利な利率で、お引き出し手数料はかかりません。但し、給与、年金などの自動受取り及び公共料金などの自動支払いにはご利用いただけません。
総合口座	1円以上	出し入れ自由	個人の方にご利用いただける「貯める、使う、借りる」を一冊にした便利な預金です。イザという時には、定期預金の90%以内、最高200万円まで自動的にご融資させていただきます。
通知預金	1万円以上	1週間以上	まとまったお金の短期間の運用に最適です。
納税準備預金	1円以上	出し入れ自由 (但し、お引き出しは納税時)	税金納付のご準備のための預金で、非課税です。
大口定期預金	1,000万円以上	1カ月～5年	お手許の余裕資金を市場金利に連動して高利回りかつ安全確実な預金です。
スーパー定期預金	100円以上	1カ月～5年	お手許の余裕資金を市場金利に連動して高利回りかつ安全確実な預金です。
自由金利型 指定期預金	100円以上 300万円未満	最長3年 (据置1年)	個人の方にご利用いただける1年複利で大きく増やせる預金で、1年間据え置いた後はいつでもお引き出し（1万円以上）も可能な便利な預金です。
変動金利型 定期預金	100円以上	1年・2年・3年	お預け入れ日から半年ごとに市場金利の動向に合わせて金利が変動する預金で、個人の方の3年ものは半年複利型もご利用いただけます。
スーパー定期積金	1,000円以上	1年・2年・3年 4年・5年	お客様のプランや目的にあわせて自由に掛け金を設定でき、計画的な資金づくりに最適な預金です。
譲渡性預金	5,000万円以上	2週間～2年間	5千万円以上1千万円単位で、まとまった資金を短期間に高利回りで運用できる預金で、満期日以前に譲渡も可能です。
財形年金預金 財形住宅預金	100円以上	5年以上	住宅資金や財産づくりのため、お勤め先を通して毎月のお給料やボーナスなどから天引きして積み立てていただく預金です。財形年金預金と財形住宅預金をあわせて550万円までお利息が非課税となります。
一般財形預金	100円以上	3年以上	教育資金や結婚資金など貯蓄目的は自由です。お利息は課税となりますが、財形持家融資、進学融資の特典がお受けになれます。

## 融資業務

### 〈さまざまな資金ニーズにお応えしております〉

当金庫は地域経済の健全で豊かな発展のため、地域金融機関として地元の中小企業や個人事業主のお客様及び一般個人のお客様のさまざまな資金ニーズにお応えできるよう各種商品の品揃えに積極的に取り組んでおります。

#### ◆ 事業向けのご融資

##### ● 一般のご融資

割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越など事業を営むための資金として、一般のご融資をご利用いただけます。

##### ● 制度融資

北海道、函館市、北斗市、七飯町、木古内町及び知内町と協調して、低利で有利な制度融資を積極的にお取り扱いいたしております。

##### ● 代理貸付業務

日本政策金融公庫、信金中央金庫、福祉医療機構などの代理貸付業務をお取り扱いいたしております。

#### ◆ 個人向けローン

種類	金額	期間	特色・内容
はこしん住宅ローン「NEW 和」	8,000万円以内	35年以内	住宅の新築・増改築、マンション・中古住宅の購入、住宅用土地の購入等マイホームづくりのためのローンです。
全国保証(株)保証付住宅ローン	6,000万円以内	35年以内	
はこしん証券化対応住宅ローン	5,000万円以内	35年以内	住宅の新築(土地購入を含む)・増改築、マンション・中古住宅の購入等マイホームづくりのためのローンです。
はこしん無担保住宅ローン	1,000万円以内	3ヵ月以上20年以内	不動産担保を必要とせずに住宅の増改築資金、設備機器購入資金等に対してご利用いただけるローンです。
はこしんアパートリフォームローン	10万円~1,000万円以内 (但し、1万円単位)	6ヵ月以上15年以内 (6ヵ月単位)	居住用賃貸不動産のリフォーム全般に関する費用にご利用いただけるローンです。
はこしんリフォームローン	700万円以内	15年以内	住宅の増改築資金・設備機器購入資金等に対してご利用いただけるローンです。
はこしんリフォームローン「彩」	1,000万円以内	3ヵ月以上15年以内	
はこしんリフォームローン「エコ」	1,000万円以内	3ヵ月以上15年以内	太陽光発電などのエコ関連設備の購入・設置を目的とした住宅の増改築等リフォーム資金にご利用いただけるローンです。
はこしん教育ローン「育」	1,000万円以内	3ヵ月以上16年以内	大学、短大、専門学校などの入学料や授業料、他入学時費用等に対してご利用いただけるローンです。
はこしんマイカーローン	500万円以内	8年以内	自家用車の購入代金や車検費用・他諸費用等に対してご利用いただけるローンです。
はこしんカーライフローン「楽」	1,000万円以内	3ヵ月以上10年以内	
はこしんカーライフローン「エコ」	1,000万円以内	3ヵ月以上10年以内	電気自動車やHV車等の特に環境性能に優れた自動車(エコカー)購入資金等に対してご利用いただけるローンです。
はこしんフリーローン	500万円以内 (但し、1万円単位)	3ヵ月以上10年以内	健康で文化的な生活を営むために必要な資金等に対してご利用いただけるローンです。
はこしんシニアライフローン	100万円以内		
はこしんフリーローン「速効力」	10万円~300万円以内 (但し、1万円単位)	6ヵ月以上7年以内	健康で文化的な生活を営むために必要な資金等に対してご利用になれる、消費者ローン・クレジット等のおまとめも可能。個人事業者の方は事業性資金としてもご利用いただけるローンです。
はこしんフリーカードローン	100万円コース 200万円コース	3年以内 (更新も可能)	健康で文化的な生活実現のための資金として必要に応じてカードでお気軽にご利用いただけるローンです。
はこしんカードローン	10万円~100万円以内 (但し、10万円単位)	1年以上3年以内 (更新も可能)	
はこしんカードローン 〈きゃっする500〉	50万円~500万円以内 (但し、10万円単位)	3年以内 (更新も可能)	資金使途は自由で必要な時に即日対応でき、カードでお気軽にご利用いただけるローンです。
はこしんカードローン 〈ポケットくん〉	10万円~300万円以内 (但し、10万円単位)	3年以内 (更新も可能)	
はこしん教育カードローン「育300」	50万円~300万円以内 (但し、10万円単位)	5年以内 (更新も可能)	大学、短大、専門学校などの入学料や授業料、他入学時費用等に対してご利用いただけるローンです。ご卒業後は、証書貸付へ切り替え、元利金のご返済をいただく当座貸越と証書貸付を組み合わせた商品です。



## サービス業務

- **内国為替**  
全国の金融機関を結びオンラインにより、振込や送金、手形・小切手などの代金の取り立て等をお取り扱いいたしております。
- **キャッシュカードサービス**  
当金庫本支店においてカード1枚で入出金・残高照会ができ、全国の信用金庫、郵便局及び提携金融機関でもお取り扱いいたしております。
- **給与振込**  
毎月の給与やボーナスがご指定の預金口座に自動的に入金されます。
- **年金振込**  
毎月、年金の支払日に自動的にご指定の預金口座に入金されます。
- **自動支払い**  
電気、電話、ガス、水道、NHKなどの公共料金や税金、各種保険料などをご指定の口座から自動的にお支払いいたします。
- **定額自動送金**  
家賃やその他毎月決まった金額をご指定の口座に自動的にお振り込みいたします。
- **夜間金庫**  
その日の売上金を営業時間終了後、休日でも安全にお預かりいたします。
- **株式・出資の払込み**  
会社設立、増資のための株式払込金のお取り扱いをいたしております。
- **外貨両替**  
外国通貨の両替、旅行小切手の換金をいたしております。
- **デビットカードサービス**  
デビット参加加盟店からの買物代金を当金庫発行のキャッシュカードにてお支払いすることができます。
- **テレホンバンキングサービス**  
自宅や勤務先等から電話で残高照会がご利用いただけます。

- **アンサーサービス**  
ご指定口座への振込金内容や預金残高等を電話やファックスにてご連絡することができるサービスです。
- **ホームバンキング (HB) サービス**  
電話回線に接続されたパソコンや専用端末機から、振込、残高照会、取引明細照会をご利用いただけるサービスです。
- **ファームバンキング (FB) サービス**  
電話回線に接続されたパソコンや専用端末機から、総合振込、給与振込、都度振込、残高照会、取引明細照会をご利用いただけるサービスです。
- **WEBバンキングサービス**  
インターネットに接続されたパソコンや携帯電話から、振込、残高照会、取引明細照会、各種料金払込み「Pay-easy(ペイジー)」等をご利用いただけるサービスです。
- **WEB-FB サービス**  
インターネットに接続されたパソコンから、総合振込、給与振込、都度振込、残高照会、取引明細照会、各種料金払込み「Pay-easy(ペイジー)」等をご利用いただけるサービスです。
- **マルチペイメントネットワークサービス**  
「Pay-easy(ペイジー)」のマークがついている税金の納付書や各種料金の請求書を払込みいただけるサービスです。なお、ご利用には上記「WEBバンキング」「WEB-FB」をご契約いただく必要があります。
- **口座振替受付サービス**  
提携企業の窓口に設置された口座振替受付端末でキャッシュカードと暗証番号を入力する操作をすることにより、預金口座振替契約の受付を行うことができるサービスです。
- **ネット口座振替受付サービス**  
インターネットに接続されたパソコンや携帯電話から、提携企業のホームページを通じて、預金口座振替契約の受付を行うことができるサービスです。

## 個人向け国債のご案内

	個人向け国債	
	5年	10年
購入対象者	個人の方に限定	
発行頻度	年12回	
購入単位	額面1万円単位	
利払日	年2回(半年ごと)	
金利	固定金利	半年ごとの変動金利
金利の下限	0.05%	
発行価格	額面100円につき100円	
中途換金	発行から1年経過後	
	〈換金の特例〉保有者が死亡した場合又は大規模な自然災害により被害を受けた場合は、上記中途換金期間前であっても中途換金することが可能です。	

当金庫は個人向け国債の口座管理手数料がかかります。

当金庫は地域に根ざした様々な業務を行っています。



## 保険商品のご案内

### 当金庫の取扱保険商品のご案内

保険業務(募集代理店として保険契約締結の媒介等を行っております。)

1. 生命保険
  - 保険商品名: 「しんきんらいふ年金FS」(個人年金保険)  
引受保険会社: フコクしんらいふ生命保険(株)
  - 保険商品名: 「ちゃんと応える医療保険EVER」  
引受保険会社: アメリカンファミリー生命保険会社
  - 保険商品名: 「Days」(ガン保険)  
引受保険会社: アメリカンファミリー生命保険会社
  - 保険商品名: 「フェミニースneo」(医療保険)  
引受保険会社: 損害保険ジャパン日本興亜ひまわり生命保険(株)
2. 損害保険
  - 保険商品名: 「住まいのお守り ほ〜むジャパン」  
(融資住宅用火災保険)  
引受保険会社: 損害保険ジャパン日本興亜(株)(幹事保険会社)・共栄火災海上保険(株)・東京海上日動火災保険(株)
  - 保険商品名: 「しんきんグッドサポート」  
(融資住宅用債務返済支援保険)  
引受保険会社: 共栄火災海上保険(株)(幹事保険会社)・損害保険ジャパン日本興亜(株)

### \*商品利用に当たっての留意事項

預金やローン等の商品には、変動金利商品のようにお客様の予想に反して金利が上下するものもございますので、ご利用に当たってはそれぞれの商品やサービスの内容を当金庫の窓口などで十分確かめのうえご利用願います。

# 手数料一覧

振込手数料 (1件につき) (消費税込)						
	当金庫あて				他行庫あて	
	同一店内		本支店		3万円未満	3万円以上
	3万円未満	3万円以上	3万円未満	3万円以上		
窓口振込 (注1)	216円	432円	216円	432円	540円	756円
文書振込	—	—	—	—	432円	648円
A T M 振込 (注2)	108円	324円	108円	324円	432円	648円
H B ・ F B ・ W E B	無料	無料	108円	324円	432円	648円
定額自動振込	108円	216円	108円	216円	324円	540円

(注1) 視覚障がい又は手などに障がいをお持ちで、ATMのご利用が困難なお客様が窓口振込される場合は、ATM振込手数料と同額にてお取扱いたします。店頭にて「身体障がい者手帳」をご提示ください。(注2) ご利用時間・ご利用日等により別途ATM利用料がかかります。

CD・ATM利用手数料 (消費税込)								
カードの種類	ご利用時間	手数料		カードの種類	ご利用時間	手数料		
		入金	出金			入金	出金	
当金庫カード (注1)	平日	7:00~18:00	無料	他行カード	平日	8:00~8:45	216円	
		18:00~21:00	108円			8:45~18:00	—	
	土曜日	8:00~9:00	無料		108円	土曜日	18:00~21:00	216円
		9:00~14:00			無料		9:00~14:00	—
		14:00~19:00			108円	日・祝日	14:00~17:00	216円
		8:00~19:00			無料		9:00~17:00	—
他金庫カード	平日	7:00~8:45	108円	ゆうちょ銀行カード	平日	8:00~8:45	—	
		8:45~18:00	無料			8:45~18:00	108円	
	18:00~21:00	108円	18:00~21:00		216円			
	土曜日	8:00~9:00	108円		108円	土曜日	9:00~14:00	—
		9:00~14:00	無料		無料		14:00~17:00	216円
	日・祝日	14:00~19:00	108円		108円	日・祝日	9:00~17:00	—
8:00~19:00		108円	108円	9:00~17:00	216円			

(注1) 当金庫出資会員のお客さまが、当金庫カードをご利用になる場合、お引き出し手数料が無料となる特典がございます。詳しくは本誌P23をご覧ください。

送金手数料 (1件につき) (消費税込)		
送金の種類	普通扱い	電信扱い
当金庫本支店あて	432円	
他行庫あて	648円	864円

その他諸手数料 (消費税込)		
定額自動振込基本手数料	年額	648円
送金・振込組戻手数料	1件	648円
取立手形組戻・店頭呈示料・不渡手形返却料	各1通	648円

両替手数料 (1回につき) (消費税込)		
両替枚数 (紙幣+硬貨)	両替機利用手数料	窓口両替手数料
1枚~49枚	無料	無料
50枚~100枚	100円	108円
101枚~1,000枚	200円	324円
1,001枚~2,000枚	300円	540円
2,001枚以上		1,000枚ごと324円加算

※両替機利用手数料は100円硬貨のみの受付となりますので100円硬貨をご用意下さい。

大量硬貨入金手数料 (1回につき・一般個人取引先は除く) (消費税込)	
硬貨入金枚数	手数料
1枚~2,000枚	無料
2,001枚以上	1,000枚ごと216円加算

※両替枚数は「お客様のご持参枚数合計」または「お客様への交付枚数合計」のいずれか多い方の枚数とさせていただきます。

※実質両替について両替代金を預金口座に一旦ご入金後、直ちに50枚以上の金種を指定して払い戻しされる場合など、実質両替と変わらないお取引も手数料の対象とさせていただきます。

また、預金口座からの定期的な50枚以上の金額払出についても手数料の対象とさせていただきます。

※なお、以下の場合は手数料を無料とさせていただきます。

(1) 汚損した現金および記念硬貨の交換 (2) 同一金種の新券への両替

代金取立手数料 (1通につき) (消費税込)		
当所	他所	
	(普通扱い)	(至急扱い)
216円	432円	
432円	648円	864円

開示請求手数料 (消費税込)		
種類	内容	手数料
基本項目のみ	一律	648円
その他項目追加の場合	一律	864円

郵送の際には別途実費徴求 (前取方式)

諸手数料 (消費税込)		
約束手形用紙代	1冊 (枚数×16×1.08)	432円
小切手帳代	1冊	648円
夜間金庫使用料	月額	10,800円
夜間金庫専用入金帳	1冊	3,240円
普通預金入金帳	1冊	1,080円
債券保護預り手数料	月額	108円
給与振込手数料 (他行庫宛)	1振込先毎	54円
アンサーサービス基本料	月額	1,080円
H B サービス基本料	月額	1,080円
WEBバンキングサービス基本料 (個人向け)	月額	108円
WEBバンキングサービス基本料 (法人向け)	月額	1,080円
FB・WEB-FBサービス基本料	月額	3,240円
残高証明書 当庫指定用紙	1通	324円
発行手数料 監査法人用等指定用紙以外	1通	1,080円
取引明細発行手数料	1枚	324円
預金通帳、キャッシュカード等の再発行	1件	1,080円
住宅ローン事務取扱手数料 (申込金額に対して)	1百万円未満	5,400円
	1百万円以上 3百万円未満	10,800円
	3百万円以上 10百万円未満	37,800円
	10百万円以上	48,600円
繰上返済手数料	繰上返済の都度	5,400円
証書貸付条件変更手数料	条件変更の都度	5,400円
金利区分変更手数料	固定→変動 変動→固定	5,400円
不動産担保取扱手数料	設定額	1千万円以下 10,800円 1千万円超~5千万円以下 21,600円 5千万円超 32,400円
	追加設定	10,800円
	極度額・順位等の変更	10,800円
	追加設定兼極度額の変更	10,800円
	融資証明書発行手数料	1件あたり
貸付専用約束手形	1枚あたり	216円

# 組織・概要

## 組織

### ❖ 役員一覧 (平成28年6月末現在)

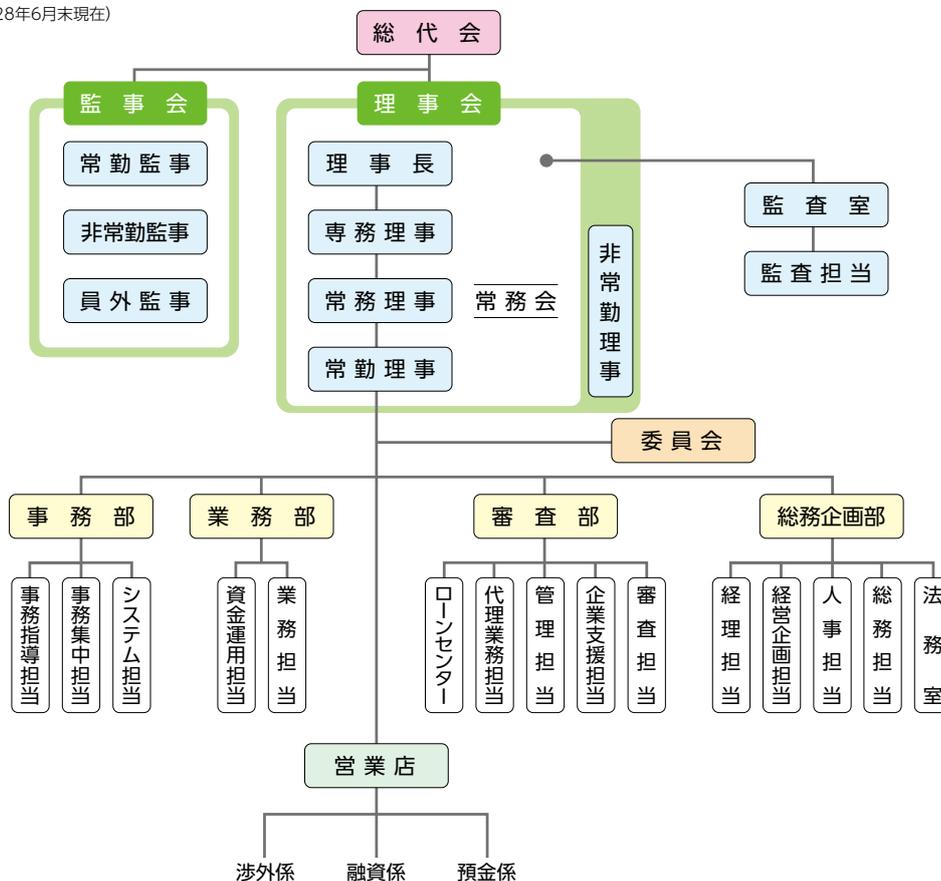
理事長 (代表理事)	上 條 博 英 (*1)	専務理事 (代表理事)	山 田 彰 一	常務理事 (代表理事)	木 庭 恭 一 (*1)
常勤理事	加 賀 谷 正 人	常勤理事	田 村 孝	非常勤理事	松 田 敏 宏 (*1)
非常勤理事	吉 野 谷 尚 弘 (*1)	非常勤理事	臼 井 美 智 也 (*1)		
常勤監事	田 中 眞	非常勤監事	戸 沼 淳	非常勤監事	小 野 建 夫 (*2)

\*1 理事 上條 博英、木庭 恭一、松田 敏宏、吉野谷 尚弘、臼井 美智也は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。  
 \*2 監事 小野 建夫は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

### ❖ 会計監査人 (平成28年6月末現在)

新日本有限責任監査法人

### ❖ 組織図 (平成28年6月末現在)



## 概要

### ❖ 当金庫の概要 (平成28年3月末現在)

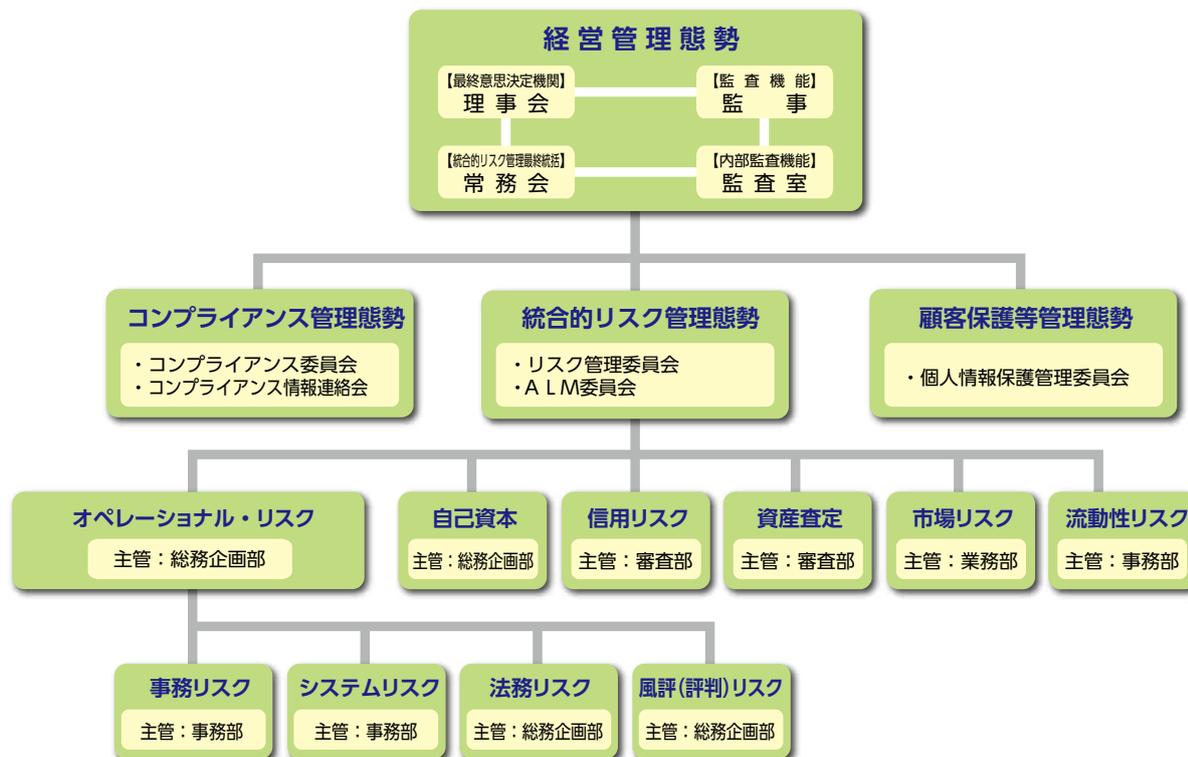
名 称	函館信用金庫
所 在 地	本部/〒040-0064 函館市大手町2番7号 TEL(0138)22-1241(代) 本店/〒040-0064 函館市大手町2番7号 TEL(0138)22-1247(代)
創 立	大正13年7月10日
出 資 金	3,079百万円
会 員 数	11,687名
預 金	121,226百万円
貸 出 金	65,907百万円
店 舗 数	函館市内/7店舗 函館市外/4店舗 計11店舗
常勤役員数	123名
<a href="http://www.hakodate-shinkin.jp/">http://www.hakodate-shinkin.jp/</a>	

# 統合的リスク管理態勢

金融機関に内在するリスクは急激に拡大、多様化しています。当金庫は統合的なリスク管理を経営の最重要課題として位置づけ、多様なリスクの正確な把握、適切な管理運営を通じて「経営の健全な維持」と「適正な収益の確保」に取り組んでおります。

当金庫は統合的なリスク管理態勢として「経営管理態勢」「統合的リスク管理態勢」「コンプライアンス管理態勢」「顧客保護等管理態勢」を構築しており、組織横断的に統合的なリスク管理を行っております。

## 統合的リスク管理組織図



## 経営管理態勢

### ① 経営基盤の強化

当金庫は、地域金融機関として地域経済の活性化に資するため、激変する金融環境に耐えうる安定した経営基盤を確立する必要があることから、平成21年度に信金中金より資本支援を受けるとともに経営健全化計画を策定し、経営改善に努めております。

今後も、協同組織金融機関としての使命を果たすべく、92年の業暦をもとに地縁・人縁を活かし預貸金を中心とした本業重視の施策を貫き収益力の強化を図り、より強固な経営基盤の確立に努めてまいります。

### ② 自己資本比率の向上

自己資本比率は経営の健全性を測る上で基本指標であることから、当金庫は経営の最重要課題に自己資本比率の向上を掲げ、積極的に取り組んでおります。平成27年度決算においても、一定の利益を確保する事ができ、自己資本比率は11.08%と前年度比0.84ポイント上昇し、健全性は保たれ、強化されております。

今後も、引続き経営健全化計画に基づき貸出金の増強や信用リスク管理の徹底に努めるなど収益基盤の強化を図り、自己資本比率の向上に努めてまいります。

### ③ 内部統制に対する取り組み姿勢

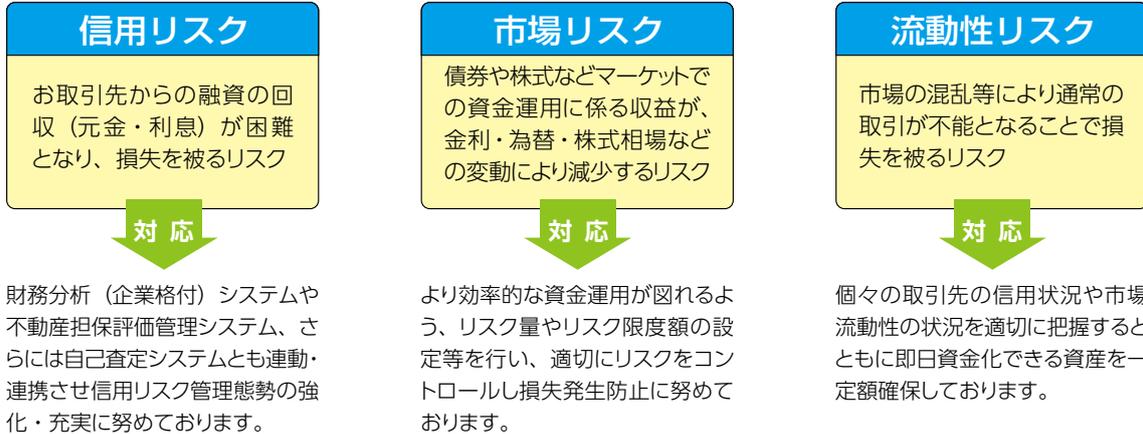
内部統制とは「業務の有効性・効率性」、「財務報告の信頼性」、「法令等の遵守」の達成を目的とした、合理的な保証を提供するために設計されたプロセスであります。その構成要素は役職員の能力等「統制環境」、事業目的達成に関する「リスク評価」、経営命令の実行手続き等「統制活動」、適切な情報の伝達プロセス「情報と伝達」、内部統制システム機能評価プロセス「監視活動」であります。

当金庫は内部統制に関し、法令に基づき、平成19年10月23日開催の理事会において「内部統制に関する基本方針」を制定し、機能の強化に努めております。

## 統合的リスク管理態勢

当金庫では直面する各リスクに関して、リスクカテゴリー毎（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的にとらえ、経営体力（自己資本）と比較・対照することによって自己管理型のリスク管理を行っております。

リスクは連鎖する可能性があることから、定期的にリスク管理委員会を開催し、カテゴリー毎のリスクを総体的にとらえ、リスクコントロール態勢の構築に努めております。



## オペレーショナル・リスク関連

### 事務リスク

役職員などが正確な事務を怠る、あるいは内部・外部の事故・不正などにより損失を被るリスク

**対応** 事務処理に係る内部事務規程等を整備し、正確且つ厳正な事務処理を通じてお客様に信頼していただけるよう努めております。

### システムリスク

システムの不備・誤作動・不正使用などにより損失を被るリスク

**対応** 安全対策を講じたうえで適正な運用管理、さらに顧客情報を保護するためのセキュリティ管理を行い、安全且つ信頼性の高いシステム機能維持に万全を期しております。

### 法務リスク

金庫の経営やお客様に対して法令や庫内規程等に違反することにより損失を被るリスク

**対応** コンプライアンス（法令等遵守）態勢の整備を行い、リスクの検証と適切な管理に努めております。

### 風評（評判）リスク

役職員の信用失墜や風評の悪化によりお客様の信用不安を招き、当金庫が影響を被るリスク

**対応** 日常業務及び地域の関わりを通じ、また金庫経営の透明度の高い情報公開を行い、リスクを回避する対策を万全に講じております。

## 法令等遵守（コンプライアンス）態勢

### 基本的な 取組み姿勢

お取引先の大切な預金をお預かりする金融機関としてはお客様から信頼を得ることが最も大切なことです。そのためには、法令等を遵守し、公正で良識ある真摯な経営姿勢を堅持するため、行動綱領やコンプライアンス規程等、加えて個人情報保護法に適切に対処すべく安全管理措置などの整備を図り組織をあげてコンプライアンス態勢の構築に努めております。

### ❖ 函館信用金庫行動綱領

1. 当金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティレベルにも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を逸脱することのない様、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実に努める。
5. 従業員の人權、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題にも積極的に取り組む。
7. 当金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。
8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して断固として排除する。

## ❖ 反社会的勢力に対する基本方針

函館信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、平素から外部専門機関と密接な連携関係を保ち、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じます。

## ❖ 利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
  - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
    - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
    - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
    - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
  - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
  - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
  - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
  - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
  - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

## ❖ 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

## ❖ 保険募集指針

当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守し、適正な保険募集を行うための方針として、「保険募集指針」を定めております。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。

※詳細につきましては当金庫本支店の店頭ポスター、または当金庫ホームページをご覧ください。

函館信用金庫 業務部

受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時 TEL 0138-22-1242

## 顧客保護等管理態勢

お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上に向けて「顧客保護等管理方針」を策定、公表し、以下の点を達成するため顧客保護等管理態勢の構築に努めております。

1. 預金等の受入れ、与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、商品の販売、仲介、募集等に関して顧客への説明責任が適切且つ十分に行われていること。
2. 顧客からの問合せ、相談、苦情等への対処が適切且つ十分に行われていること。
3. 顧客情報が漏洩防止の観点から適切に管理されていること。
4. 当金庫の業務を外部委託する際に業務遂行を的確に行い、顧客情報や顧客への対応が適切に実施されていること。
5. 顧客保護や利便性向上のために必要な業務管理が適切に行われていること。

## 金融ADR制度への対応

### 【苦情処理措置】

当金庫は、お客さま（弁護士等代理人を含む）からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総務企画部法務室で受け付けています。

また、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情等は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店または次の担当部署へお申し出ください。

### お問い合わせ

#### 函館信用金庫 総務企画部法務室

住 所：函館市大手町2-7 TEL 0138-22-1241

受付/9:00～17:00（信用金庫営業日） 受付媒体：電話、手紙、面談

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに一般社団法人北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務企画部法務室にご相談ください。

#### 全国しんきん相談所【一般社団法人全国信用金庫協会】

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 TEL03-3517-5825  
受付/月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く）  
9:00～17:00（電話、手紙、面談）

#### 北海道地区しんきん相談所【一般社団法人北海道信用金庫協会】

〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5 TEL011-221-3273  
受付/月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く）  
9:00～17:00（電話、手紙、面談）

### 【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務企画部法務室または全国しんきん相談所、北海道地区しんきん相談所にお申し出があれば、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）が設置運営する仲裁センター等並びに札幌弁護士会が設置運営する紛争解決センターにお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会についてはあらかじめ前記「東京三弁護士会、上記しんきん相談所または当金庫総務企画部法務室」にお尋ね下さい。

#### 東京弁護士会 紛争解決センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3  
TEL03-3581-0031  
受付/月～金（祝日、年末年始除く）  
9:00～12:00、13:00～15:00

#### 第一東京弁護士会 仲裁センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3  
TEL03-3595-8588  
受付/月～金（祝日、年末年始除く）  
10:00～12:00、13:00～16:00

#### 第二東京弁護士会 仲裁センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3  
TEL03-3581-2249  
受付/月～金（祝日、年末年始除く）  
9:30～12:00、13:00～17:00

#### 札幌弁護士会 紛争解決センター

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階  
札幌法律相談センター内 TEL011-251-7730  
受付/月～金（祝日、年末年始除く）  
10:00～12:00、13:00～16:00

## 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人1人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人1人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

## 総代とその選任方法

### ① 総代の任期・定数

- 総代の任期は2年です。
- 総代の定数は、100人で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。なお、平成28年6月21日現在の総代数は95人で、会員数は11,677人です。

### ② 総代の選任方法

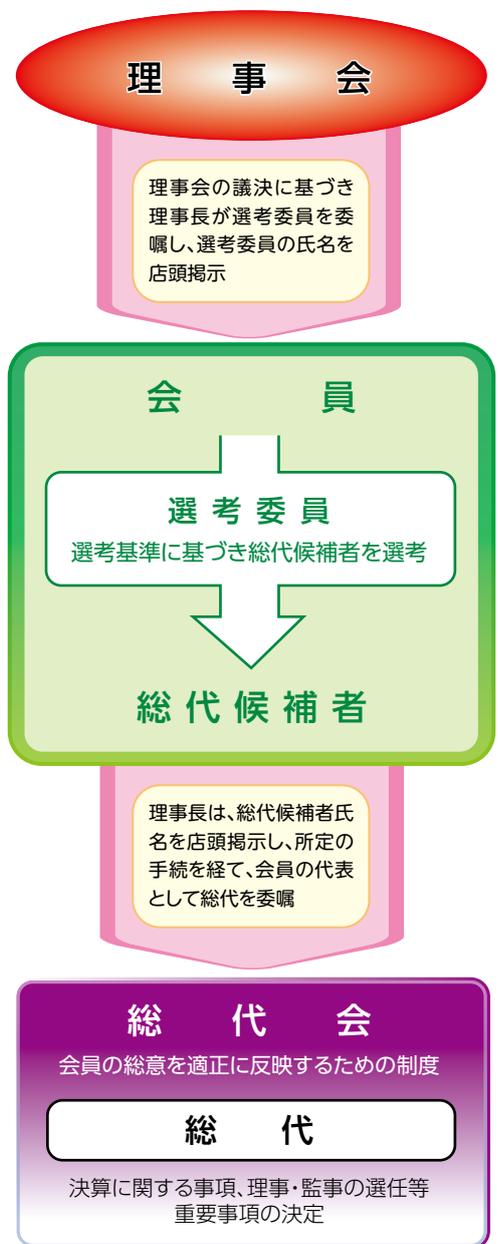
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準(注)に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

1. 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
2. その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
3. その総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し出る）。

#### (注) 総代候補者選考基準

1. 資格要件 当金庫の会員であること、等。
2. 適格要件
  - 総代として相応しい見識を有していること。良識をもって正しい判断ができる人であること。
  - 地域における信望が厚く、総代として相応しい人であること。地域での居住年数が長く、人縁関係が深い方。
  - 行動力があり、積極的な方。人格、識見に秀れ、当金庫の発展に寄与できる方。
  - 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方。



# 総代が選任されるまでの手続について

地区を11区の選任区域に分け、各選任区域ごとに総代の定数を定める。

## ① 総代候補者選考委員の選任

1. 理事会の議決により、選任区域ごとに会員のうちから選考委員を委嘱
2. 選考委員の氏名を店頭に1週間掲示

## ② 総代候補者の選考

1. 選考委員が総代候補者を選考→理事長に報告
2. 総代候補者の氏名を店頭に1週間掲示→左記掲示について北海道新聞に公告

## ③ 総代の選任

異議申出期間（公告後2週間以内）

会員から異議がない場合  
または  
選任区域の会員数の1/3未満の会員から  
異議の申出があった総代候補者

理事長は総代に委嘱

総代の氏名を店頭に1週間掲示

選任区域の会員数の1/3以上の会員から  
異議の申出があった総代候補者

当該総代候補者が選任区域の総代定数の  
1/2未満 欠員（選考を行わない）  
1/2以上 **他の候補者を選考**

理事長は総代に委嘱 上記②以下の手続を経て

総代の氏名を店頭に1週間掲示

# 第93期通常総代会の決議事項

第93期通常総代会において、次の事項が報告、付議され、それぞれ原案どおり承認されました。

- (1) 報告事項
  - ① 第93期(平成27年度)貸借対照表、損益計算書および業務報告書報告の件
  - ② 第93期(平成27年度)監査報告の件
- (2) 決議事項
 

第1号議案	第93期(平成27年度)剰余金処分案承認の件	第7号議案	合併に関する「合併契約書」および「合併契約書付帯覚書」締結の件
第2号議案	理事の選任の件	第8号議案	解散決議の件
第3号議案	監事の改選並びに選任の件	第9号議案	合併に伴う理事候補推薦の件
第4号議案	会計監査人の選任の件	第10号議案	合併実行の細部に関する一切の件および関係官庁の指示に基づく事項を代表理事に一任する件
第5号議案	定款第15条に基づく会員の除名の件		
第6号議案	当金庫と江差信用金庫の合併の件		

## ◎ 総代の氏名等（平成28年6月21日現在）

（敬称略・50音順、氏名の後ろの数字は総代への就任回数※1）

選任区域※2	総代数 (定数)	氏 名									
第1区 函館市 (入舟町ほか)	13 (13)	石橋多喜雄 <sup>⑦(⑥)</sup>	梅本覚次 <sup>①⑦(①⑥)</sup>	梶原健司 <sup>⑤(④)</sup>	金木茂治 <sup>⑩(⑨)</sup>	久保幸三 <sup>⑥(⑤)</sup>	石橋光子 <sup>④(③)</sup>	梅須宮崎昌 <sup>①</sup>	梶原青司 <sup>②</sup>	金新田朗彦 <sup>⑦(⑥)</sup>	久保本鶴美 <sup>④</sup>
第2区 函館市 (中島町ほか)	12 (12)	青木善一 <sup>③(②)</sup>	五十嵐稔 <sup>⑥</sup>	小坂三男 <sup>⑦</sup>	齊藤一三 <sup>⑬</sup>	鈴木守 <sup>⑦</sup>	早川孝太郎 <sup>⑤</sup>	谷川栄隆 <sup>⑤</sup>	寺崎安男 <sup>③</sup>	中里好之 <sup>⑦</sup>	橋本範行 <sup>①</sup>
第3区 函館市 (海岸町ほか)	7 (7)	木村孝二 <sup>②(⑥)</sup>	佐藤研二 <sup>②(②⑩)</sup>	玉津真史 <sup>⑫(⑪)</sup>	港工業株式会社 <sup>⑦</sup>	吉田勤 <sup>⑫(⑩)</sup>	早吉直人 <sup>⑩(⑫)</sup>	藤部康 <sup>⑥(⑤)</sup>			
第4区 函館市 (湯浜町ほか)	12 (13)	相川良夫 <sup>④</sup>	岡村秀康 <sup>⑩(⑨)</sup>	長内則明 <sup>⑥</sup>	佐藤知寿 <sup>①</sup>	柴田満雄 <sup>①</sup>	菅野井幸光 <sup>⑪(⑩)</sup>	岡土谷健宏 <sup>③</sup>	長堤則良 <sup>①</sup>	佐藤沼平 <sup>⑧</sup>	柴田一義 <sup>⑦</sup>
第5区 函館市 (大川町ほか)	7 (9)	石川昭信 <sup>③(②)</sup>	大森越信 <sup>⑨(⑧)</sup>	柏葉孔 <sup>⑬(⑩)</sup>	川瀬武夫 <sup>⑩(⑨)</sup>	肥田耕作 <sup>②</sup>	村上隆樹 <sup>③(②)</sup>	大森信幹 <sup>⑤(④)</sup>			
第6区 函館市 (富岡町ほか)	10 (11)	荒北幸次郎 <sup>①</sup>	安保裕一郎 <sup>⑪(⑩)</sup>	石瀧勝義 <sup>①</sup>	岩館一則 <sup>⑥</sup>	角田隆芳 <sup>④</sup>	荒川繁 <sup>①</sup>	小林春 <sup>⑥</sup>	石瀧一幸 <sup>⑦</sup>	岩出秀光 <sup>⑥</sup>	角田伸一 <sup>②</sup>
第7区 北斗市	11 (11)	石崎幸男 <sup>⑨</sup>	小野精一 <sup>①</sup>	金澤賢茂 <sup>④</sup>	齊藤紘 <sup>⑧</sup>	佐藤悦郎 <sup>⑥</sup>	石澤田龍 <sup>①</sup>	小武野真 <sup>②(①)</sup>	金澤賢茂 <sup>④</sup>	齊藤紘 <sup>⑧</sup>	佐藤悦郎 <sup>⑥</sup>
第8区 上磯郡木古内町	4 (4)	北島孝雄 <sup>⑦(⑥)</sup>	手塚通隆 <sup>③</sup>	西根貞光 <sup>⑤</sup>	廣瀬雅一 <sup>①</sup>						
第9区 上磯郡知内町、 松前郡松前町ほか	4 (4)	奥山茂 <sup>①</sup>	齋藤毅 <sup>③</sup>	澤岡孝彌 <sup>⑧</sup>	繁田一義 <sup>②</sup>						
第10区 亀田郡七飯町、 茅部郡森町ほか	11 (11)	秋田誠子 <sup>⑤</sup>	大清水新一 <sup>③(⑫)</sup>	川尻淳一 <sup>④</sup>	川又修治 <sup>③</sup>	小泉真 <sup>⑦(⑥)</sup>	財津茂貴 <sup>⑤</sup>	大清水新哲 <sup>⑤</sup>	川尻一哉 <sup>⑤</sup>	川原秀康 <sup>⑧</sup>	小丸山真量 <sup>⑩(⑩)</sup>
第11区 函館市 (小安町ほか)	4 (5)	斎藤明男 <sup>⑧</sup>	佐々木善昭 <sup>⑤</sup>	高木保寿 <sup>⑤</sup>	中村陸三 <sup>②</sup>						

※1 平成27年4月の改選期を以て、法人総代であった方は一部を除き個人総代に移行いたしました。このため、個人総代に移行した方の就任回数は、法人総代での就任回数を含めて記載しております（）内の数字が法人総代としての就任回数。

※2 選任区域の詳細は、P26に記載しております。

# 営業地区・店舗一覧

## 営業地区

- 函館市
- 北斗市
- 亀田郡 七飯町
- 上磯郡 木古内町・知内町
- 松前郡 福島町・松前町
- 茅部郡 森町・鹿部町
- 二世郡 八雲町  
(旧爾志郡熊石町を除く)
- 檜山郡 江差町・上ノ国町  
(2市10町)



## 店舗外現金自動サービスコーナー(5カ所)

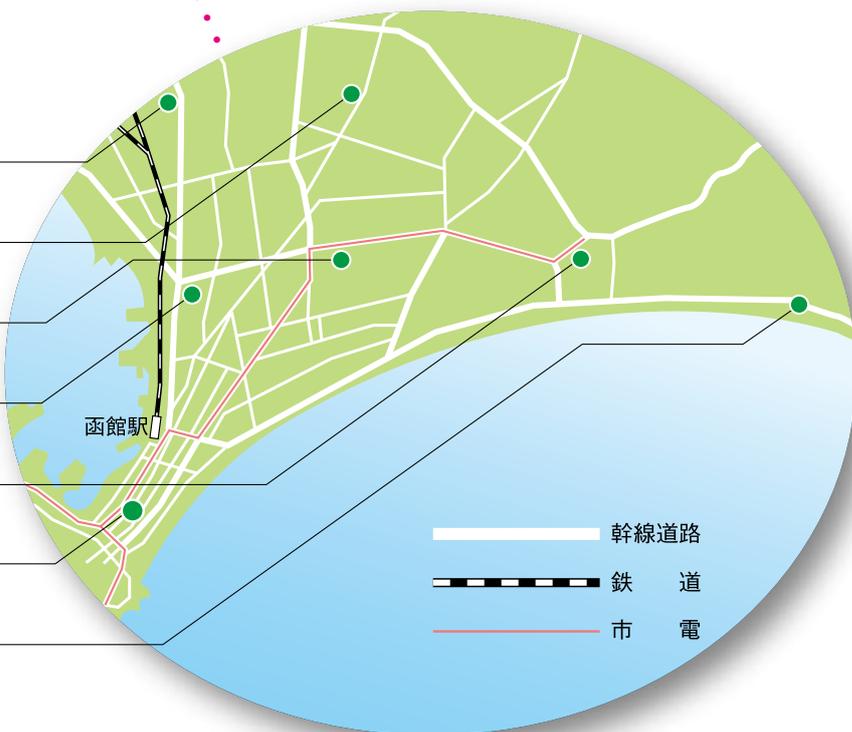
- 七飯町役場出張所 …… 七飯町役場1階
- 久根別出張所 …… スーパー魚長久根別店駐車場内
- 北斗市役所出張所 …… 北斗市役所敷地内
- 北斗市総合分庁舎出張所 …… 北斗市総合分庁舎玄関横
- 桔梗出張所 …… 文教堂書店桔梗店駐車場内

## 函館市外店舗所在地

- **七飯支店**  
亀田郡七飯町本町3-8-18 ☎(0138)65-2501
- **北斗支店**  
北斗市飯生2-4-24 ☎(0138)73-2151
- **木古内支店**  
上磯郡木古内町字本町224-1 ☎(01392)2-3121
- **知内支店**  
上磯郡知内町字重内13-11 ☎(01392)5-5611

## 函館市内店舗所在地

- **亀田支店**  
函館市昭和4-17-4 ☎(0138)42-3820
- **中道支店**  
函館市中道1-24-12 ☎(0138)51-1711
- **五稜郭支店**  
函館市杉並町4-23 ☎(0138)52-0511
- **ばんだい支店**  
函館市宮前町14-15 ☎(0138)41-6236
- **湯川支店**  
函館市湯川町2-18-14 ☎(0138)57-1492
- **本店**  
函館市大手町2-7 ☎(0138)22-1247
- **えさん支店**  
函館市中浜町115-4 ☎(0138)84-2111



# 自動機器設置状況

## 現金自動機器の設置台数

現金自動預金・支払機 (ATM)	29台
------------------	-----

## ATMご利用時間のご案内

市町名	店舗名	平日	土曜日	日曜・祝日
函館市	★本 店	9:00～18:00	9:00～18:00	9:00～18:00
	★ば ん だ い 支 店	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00
	★五 稜 郭 支 店	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00
	★亀 田 支 店	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00
	★湯 川 支 店	7:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00
	★中 道 支 店	7:00～21:00	8:00～19:00	8:00～19:00
	★え さ ん 支 店 桔 梗 出 張 所	9:00～18:00 7:00～21:00	— 8:00～19:00	— 8:00～19:00
北 斗 市	★北 斗 支 店	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00
	久 根 別 出 張 所	7:00～21:00	8:00～19:00	8:00～19:00
	北 斗 市 役 所 出 張 所	8:00～18:00	—	—
	北 斗 市 総 合 分 庁 舎 出 張 所	8:45～18:00	—	—
七 飯 町	★七 飯 支 店	7:00～21:00	8:00～19:00	8:00～19:00
	七 飯 町 役 場 出 張 所	9:00～17:15	—	—
木 古 内 町	木 古 内 支 店	9:00～18:00	—	—
知 内 町	★知 内 支 店	9:00～18:00	—	—
はこしんカードによるお引き出し 利用手数料 (1回につき)※		8時45分まで 108円 8時45分～18時 無料 18時以降 108円	9時まで 108円 9時～14時 無料 14時以降 108円	終日 108円

※当金庫の出資金をお持ちの会員のお客さまは、上記当金庫ATMお引き出し利用手数料(時間外手数料)が無料となります。

なお、ATM時間外手数料が無料となるのは、以下のお取り扱いが対象となります。

1. 出資金をお持ちの営業店で開設している口座のカードが対象となります。
2. 個人・法人カードとも対象となります(ローンカードも含まれます)。
3. 当金庫 本・支店並びに当金庫店外ATMでのお取引が対象となります。

### ● ATM機では、次のお取り扱いをいたしております。

- ご入金、お引き出し、残高照会、通帳記帳
- 通帳繰越 (★の店舗でのみお取り扱いしております)
- お振込 (平日の15時以降および土・日・祝日はお振込予約となります。)
- キャッシング (平日7時～8時のご利用になれません。)

# 総代の属性別構成比・選任区域

## ◎ 総代の属性別構成比

職業別	法人・法人代表者 85.2%、個人事業主 4.2%、個人 10.5%
年代別	70代以上 27.3%、60代 45.2%、50代 14.7%、40代以下 12.6%
業種別	製造業 15.2%、建設業 29.4%、運輸業 7.0%、卸・小売業 24.7%、金融業 1.1%、不動産業 4.7%、専門・技術サービス業 1.1%、生活関連サービス業 5.8%、宿泊業 1.1%、その他のサービス業 9.4%

※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る。

## ◎ 総代選任区域

第 1 区	函館市（入舟町、船見町、弥生町、弁天町、大町、末広町、元町、青柳町、谷地頭町、住吉町、宝来町、東川町、豊川町、大手町、栄町、旭町、東雲町、大森町、松風町、若松町、千歳町、新川町、宇賀浦町）
第 2 区	函館市（中島町、千代台町、堀川町、日乃出町、的場町、時任町、人見町、金堀町、広野町、上新川町、高盛町、杉並町、本町、梁川町、五稜郭町、柳町、松陰町、乃木町、柏木町、川原町、深堀町、駒場町、本通2～3丁目）
第 3 区	函館市（海岸町、大縄町、松川町、万代町、浅野町、吉川町、北浜町、港町1～3丁目、追分町、亀田町、白鳥町、八幡町、宮前町）
第 4 区	函館市（湯浜町、湯川町1～3丁目、戸倉町、榎本町、上野町、高丘町、滝沢町、見晴町、鈴蘭丘町、上湯川町、銅山町、旭岡町、西旭岡町1～3丁目、鱒川町、寅沢町、三森町、紅葉山町、庵原町、亀尾町、米原町、東畑町、鉄山町、蛾眉野町、根崎町、高松町、志海苔町、瀬戸川町、赤坂町、銭亀町、中野町、新湊町、石倉町、古川町、豊原町、石崎町、鶴野町、白石町、古部町、木直町、尾札部町、川汲町、安浦町、臼尻町、豊崎町、大船町、双見町、岩戸町、花園町、日吉町1～4丁目、山の手1～3丁目）
第 5 区	函館市（大川町、田家町、富岡町1丁目、石川町、桔梗町、桔梗1～5丁目、西桔梗町、昭和町、昭和1～4丁目、亀田本町、亀田港町）
第 6 区	函館市（富岡町2～3丁目、中道1～2丁目、本通1・4丁目、鍛冶1～2丁目、陣川町、陣川1～2丁目、神山町、神山1～3丁目、東山町、東山1～3丁目、美原1～5丁目、赤川町、赤川1丁目、亀田中野町、北美原1～3丁目、水元町、亀田大森町）
第 7 区	北斗市
第 8 区	上磯郡木古内町
第 9 区	上磯郡知内町、松前郡松前町、松前郡福島町、桧山郡江差町、桧山郡上ノ国町
第 10 区	亀田郡七飯町、茅部郡森町、茅部郡鹿部町、二世郡八雲町（旧熊石町地区を除く）
第 11 区	函館市（小安町、小安山町、釜谷町、汐首町、瀬田来町、弁才町、泊町、館町、浜町、新二見町、原木町、丸山町、日浦町、吉畑町、豊浦町、大潤町、中浜町、女那川町、川上町、日和山町、高岱町、日ノ浜町、古武井町、恵山町、柏野町、御崎町、恵山岬町、元村町、富浦町、島泊町、新恵山町、絵紙山町、新八幡町、新浜町、銚子町）

## ◆ 貸借対照表 ◆

(単位：百万円)

資産の部	平成27年3月末	平成28年3月末
現金	2,198	2,280
預け金	37,545	37,669
買入金銭債権	3	2
有価証券	21,115	21,835
国債	12,953	15,361
地方債	2,706	2,478
社債	3,917	3,613
株式	9	9
その他の証券	1,528	372
貸出金	69,484	65,907
割引手形	1,069	879
手形貸付	8,779	6,232
証書貸付	58,455	57,668
当座貸越	1,179	1,126
その他の資産	670	848
未決済為替貸	24	25
信金中金出資金	420	630
前払費用	16	8
未収収益	169	147
その他の資産	38	36
有形固定資産	1,138	1,138
建物	504	499
土地	550	550
その他の有形固定資産	82	88
無形固定資産	17	14
ソフトウェア	8	5
その他の無形固定資産	9	9
債務保証見返	114	94
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△3,147 (△2,542)	△2,477 (△1,927)
資産の部合計	129,139	127,313

負債の部	平成27年3月末	平成28年3月末
預金積金	123,425	121,226
当座預金	3,264	3,217
普通預金	56,249	54,963
貯蓄預金	1,056	1,039
通知預金	100	—
定期預金	56,367	55,823
定期積金	4,985	4,913
その他の預金	1,401	1,269
借入金	166	146
借入金	166	146
その他の負債	329	252
未決済為替借	44	39
未払費用	90	54
給付補填備金	6	7
未払法人税等	4	4
前受収益	81	71
払戻未済金	14	17
払戻未済持分	0	0
職員預り金	45	38
その他の負債	41	18
賞与引当金	10	13
退職給付引当金	295	199
偶発損失引当金	101	90
睡眠預金払戻損失引当金	34	34
P C B 処分引当金	5	—
繰延税金負債	96	194
債務保証	114	94
負債の部合計	124,580	122,252

純資産の部	平成27年3月末	平成28年3月末
出資金	3,097	3,079
普通出資金	1,697	1,679
優先出資金	1,400	1,400
資本剰余金	163	163
資本準備金	163	163
利益剰余金	1,044	1,309
利益準備金	74	134
その他利益剰余金	970	1,174
特別積立金	300	750
当期末処分剰余金	670	424
会員勘定合計	4,306	4,552
その他有価証券評価差額金	253	509
評価・換算差額等合計	253	509
純資産の部合計	4,559	5,061
負債及び純資産の部合計	129,139	127,313

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## ◆ 損益計算書 ◆

(単位：千円)

科 目	平成26年度	平成27年度
経 常 収 益	2,179,408	1,999,315
資 金 運 用 収 益	1,809,295	1,685,895
貸 出 金 利 息	1,395,118	1,319,057
預 け 金 利 息	100,218	96,035
有価証券利息配当金	301,175	255,947
その他の受入利息	12,783	14,853
役 務 取 引 等 収 益	227,311	223,381
受入為替手数料	110,346	107,515
その他の役務収益	116,964	115,866
そ の 他 業 務 収 益	2,201	1,837
外国為替売買益	577	—
国債等債券売却益	294	2
その他の業務収益	1,329	1,835
そ の 他 経 常 収 益	140,600	88,200
貸倒引当金戻入益	—	11,129
償却債権取立益	523	123
株式等売却益	16,012	—
その他の経常収益	124,065	76,948
経 常 費 用	1,534,267	1,650,534
資 金 調 達 費 用	63,286	60,052
預 金 利 息	56,750	53,567
給付補填備金繰入額	4,182	4,339
借 用 金 利 息	1,882	1,755
その他の支払利息	470	390
役 務 取 引 等 費 用	146,336	142,469
支払為替手数料	19,269	18,668
その他の役務費用	127,067	123,800
そ の 他 業 務 費 用	470	262,597
外国為替売買損	—	101
国債等債券売却損	—	262,272
その他の業務費用	470	223
経 費	1,238,596	1,176,628
人 件 費	728,908	675,252
物 件 費	481,083	475,711
税 金	28,604	25,664
そ の 他 経 常 費 用	85,577	8,786
貸倒引当金繰入額	50,207	—
その他資産償却	638	—
その他の経常費用	34,731	8,786
経 常 利 益	645,141	348,780

科 目	平成26年度	平成27年度
特 別 利 益	9,434	—
固定資産処分益	9,434	—
特 別 損 失	47,893	1,143
固定資産処分損	47,893	1,143
税引前当期純利益	606,681	347,637
法人税、住民税及び事業税	4,608	4,608
法 人 税 等 調 整 額	—	—
法 人 税 等 合 計	4,608	4,608
当 期 純 利 益	602,073	343,029
繰 越 金	68,462	81,485
当 期 未 処 分 剰 余 金	670,536	424,514

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

❖ 剰余金処分計算書 ❖

(単位：千円)

科 目	平成26年度	平成27年度
当期末処分剰余金	670,536	424,514
剰余金処分額	589,051	351,594
利益準備金	60,300	34,400
普通出資に対する配当金 (年 2.0%)	33,951	33,594
優先出資に対する配当金	44,800	33,600
特別積立金	450,000	250,000
(任意積立金)	(450,000)	(250,000)
繰越金(当期末残高)	81,485	72,920

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

平成28年6月21日開催の第93期通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、監査法人銀河の監査を受けております。

平成27年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成28年5月30日

函館信用金庫  
理事長 上 條 博 英

(貸借対照表の注記)

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、株式、証券投資信託については、決算日前1カ月平均の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |     |        |
|-----|--------|
| 建 物 | 6年～50年 |
| その他 | 4年～20年 |
4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 優先出資交付費については、該当ございません。
6. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(平成24年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
8. 投資損失引当金については、該当ございません。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- |          |  |
|----------|--|
| 過去勤務費用   | その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理(又は損益処理)                      |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理(又は損益処理) |
11. 役員退職慰労引当金は、該当ございません。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

13. 偶発損失引当金は、信用保証協会等への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. PCB処分引当金は、PCB(ポリ塩化ビフェニル)の廃棄処理に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。
15. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
16. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 706百万円
18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 なし
19. 子会社等の株式又は出資金は、ございません。
20. 子会社等に対する金銭債権は、ございません。
21. 子会社等に対する金銭債務は、ございません。
22. 有形固定資産の減価償却累計額 1,300百万円
23. 有形固定資産の圧縮記帳額は、ございません。
24. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、金庫使用車両(26台)及び営業店事務機器は、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
25. 貸出金のうち、破綻先債権額は165百万円、延滞債権額は3,954百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
26. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はございません。なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
27. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は945百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
28. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,065百万円であります。なお、25.から28.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
29. ローン・パーティシパーションについては、該当ございません。
30. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は879百万円であります。
31. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 担保に供している資産  |           |
| 有価証券        | 413百万円    |
| 預け金         | 182百万円    |
| 担保資産に対応する債務 |           |
| 預金          | 14,349百万円 |
| 借入金         | 139百万円    |
- 上記のほか、為替決済の担保として、預け金4,700百万円を差し入れております。

経営・経営内容

# 経理・経営内容

(単位：百万円)

32. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債は、ございません。

33. 出資1口当たりの純資産額663円22銭

34. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、審査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、業務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には業務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクのある有価証券等は保有しておりません。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準に従って行われております。

このうち、業務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

業務部で保有している株式は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は業務部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取扱いをございません。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて、）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスクが一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、352百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮してありません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

35. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預 け 金 (*1)	37,669	37,908	239
(2) 有 価 証 券	21,835	23,059	1,223
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	10,883	12,107	1,223
その他有価証券	10,951	10,951	—
(3) 貸 出 金 (*1)	65,907	—	—
貸倒引当金 (*2)	△ 2,477	—	—
	63,429	64,362	933
<b>金 融 資 産 計</b>	<b>122,934</b>	<b>125,330</b>	<b>2,396</b>
(1) 預 金 積 金 (*1)	121,226	121,305	78
(2) 借 用 金 (*1)	146	158	11
<b>金 融 負 債 計</b>	<b>121,373</b>	<b>121,463</b>	<b>90</b>
デリバティブ取引 (*3)	—	—	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
<b>デ リ バ テ ィ ブ 取 引 計</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>

(\*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引はございません。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利（LIBOR、SWAP等）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については36.から40.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している金額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元金合計額を市場金利（LIBOR、SWAP等）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（LIBOR、SWAP等）を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、該当ございません。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金合計額を市場金利（LIBOR、SWAP等）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

デリバティブ取引の取扱いはございません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 (*1)(*2)	9

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 当事業年度において、非上場株式について減損処理を行っておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 け 金	13,200	16,400	1,000	—
有 価 証 券	405	7,596	6,602	6,513
満期保有目的の債券	—	460	5,401	5,022
その他有価証券のうち満期あるもの	405	7,136	1,201	1,491
貸 出 金 (*1)	18,617	22,237	12,251	10,693
合 計	32,223	46,234	19,854	17,207

(\*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預 金 積 金 (*1)	46,591	13,773	—	—
借 用 金	20	34	38	52
合 計	46,612	13,807	38	52

(\*1) 預金積金のうち、要求払預金は含めておりません。

36. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。  
売買目的有価証券の保有はございません。

満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国 債	9,108	10,162	1,053
	地 方 債	1,115	1,227	112
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	659	718	58
	そ の 他	—	—	—
	小 計	10,883	12,107	1,223
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	—	—	—
合 計	10,883	12,107	1,223	

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	債 券	10,469	9,787	681
	国 債	6,252	5,692	560
	地 方 債	1,363	1,295	67
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	2,854	2,799	54
	そ の 他	248	226	21
小 計	10,717	10,014	703	
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	債 券	99	100	△ 0
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	99	100	△ 0
	そ の 他	124	124	△ 0
小 計	224	224	△ 0	
合 計	10,942	10,238	703	

37. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はございません。  
38. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	—	—	—
債 券	46	0	—
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	46	0	—
そ の 他	201	—	262
合 計	248	0	262

39. 保有目的を変更した有価証券はございません。  
40. 減損処理を行った有価証券  
売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。  
なお、当事業年度における減損処理は行っておりません。  
41. 運用目的の金銭の信託の保有はございません。  
42. 満期保有目的の金銭の信託の保有はございません。  
43. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)の保有はございません。  
44. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)及び消費寄託契約により貸し付けている有価証券は、ございません。  
45. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,901百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが4,483百万円であります。  
46. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。  
繰延税金資産  
貸倒引当金 611百万円  
退職給付引当金 55  
偶発債務引当金 25  
繰越欠損金 526  
その他 37  
繰延税金資産小計 1,256  
評価性引当額 △1,256  
繰延税金資産合計 —  
繰延税金負債  
その他有価証券評価差額金 194  
繰延税金負債合計 194  
繰延税金資産(負債)の純額 (194)百万円

(損益計算書の注記)

- 注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。  
注2. 子会社はございません。  
注3. 出資1口当たり当期純利益金額 91円52銭

● 報酬体系について ●

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、引当金は計上しておりません。

(2) 平成27年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	(単位：百万円) 支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	41

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です。  
2. 上記の内訳は、「基本報酬」41百万円であり、「賞与」及び「退職慰労金」は該当ありません。  
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。  
(3) その他  
「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。  
2. 対象職員等  
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者であります。なお、平成27年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。  
(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。  
2. 「同等額」は、過去10年度における対象職員の報酬等の平均額に在任期間等を踏まえ調整した額としております。  
3. 平成27年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

## ❖ 業務粗利益 ❖

(単位：千円、%)

	平成26年度	平成27年度
資金運用収支	1,746,009	1,625,843
資金運用収益	1,809,295	1,685,895
資金調達費用	63,286	60,052
役務取引等収支	80,975	80,911
役務取引等収益	227,311	223,381
役務取引等費用	146,336	142,469
その他業務収支	1,731	△ 260,759
その他業務収益	2,201	1,837
その他業務費用	470	262,597
業務粗利益	1,828,715	1,445,994
業務粗利益率	1.44	1.09

(注) 業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

## ❖ 資金運用収支の内訳 ❖

	平均残高 (百万円)		利息 (千円)		利回り (%)	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
資金運用勘定	126,268	131,539	1,809,295	1,685,895	1.43	1.28
うち貸出金	68,535	68,034	1,395,118	1,319,057	2.03	1.93
うち有利息預け金	35,550	40,570	100,218	96,035	0.28	0.23
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	21,756	21,454	301,175	255,947	1.38	1.19
資金調達勘定	121,571	126,546	63,286	60,052	0.05	0.04
うち預金積金	121,345	126,351	60,933	57,906	0.05	0.04
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	179	156	1,882	1,755	1.05	1.12

## ❖ 利 鞘 ❖

(単位：%)

	平成26年度	平成27年度
資金運用利回	1.43	1.28
資金調達原価率	1.07	0.97
総資金利鞘	0.36	0.31

## ❖ 利益率 ❖

(単位：%)

	平成26年度	平成27年度
総資産経常利益率	0.51	0.26
総資産当期純利益率	0.47	0.26

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

## ❖ 受取利息及び支払利息の増減 ❖

(単位：千円)

	平成26年度			平成27年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 2,339	△ 51,384	△ 53,723	△ 1,451	△ 124,018	△ 125,469
うち貸出金	7,197	△ 48,136	△ 40,939	△ 9,732	△ 66,328	△ 76,060
うち預け金	8,062	2,647	10,709	11,883	△ 16,065	△ 4,182
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	△ 17,598	△ 5,895	△ 23,493	△ 3,602	△ 41,625	△ 45,227
支払利息	1,056	△ 1,356	△ 300	2,039	△ 5,191	△ 3,152
うち預金積金	1,087	△ 1,549	△ 462	2,294	△ 5,320	△ 3,026
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	△ 31	193	162	△ 255	129	△ 126

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含めております。

## ◆ 預金者別預金残高 ◆

(単位：百万円、%)

	平成26年度		平成27年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人預金	89,044	72.1	88,015	72.6
一般法人	17,198	13.9	17,739	14.6
金融機関	283	0.2	193	0.1
公金	16,898	13.8	15,277	12.6
合計	123,425	100.0	121,226	100.0

## ◆ 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 ◆

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
流動性預金	57,488	62,043
うち有利息預金	54,430	58,839
定期性預金	63,163	63,649
うち固定金利定期預金	58,434	58,369
うち変動金利定期預金	6	5
その他	693	658
計	121,345	126,351
譲渡性預金	—	—
合計	121,345	126,351

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金  
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金  
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金  
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

## ◆ 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他区分ごとの定期預金の残高 ◆

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
定期預金	56,367	55,823
固定金利定期預金	56,361	55,818
変動金利定期預金	5	4
その他	0	0

## ◆ 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 ◆

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
手形貸付	7,217	6,867
証書貸付	59,231	59,083
当座貸越	1,173	1,147
割引手形	913	935
合計	68,535	68,034

## ◆ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高 ◆

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
貸出金	69,484	65,907
固定金利	38,273	36,138
変動金利	31,211	29,769

(注) 残高期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

## ◆ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 ◆

### 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
当金庫預金積金	278	236
有価証券	—	—
動産	84	251
不動産	21,292	20,392
その他	—	—
計	21,655	20,880
信用保証協会・信用保証	6,858	6,600
信用保証	2,445	2,129
信用	38,525	36,297
合計	69,484	65,907

### 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
当金庫預金積金	25	25
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	66	43
その他	—	—
計	91	68
信用保証協会・信用保証	0	0
信用保証	23	22
信用	—	2
合計	114	94

## ❖ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 ❖

(単位：百万円、%)

貸出金業種別内訳	平成26年度			平成27年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	73	4,302	6.1	70	3,782	5.7
農 業、林 業	6	32	0.0	5	27	0.0
漁 業	6	168	0.2	6	152	0.2
鉱業、採石業、砂利採取業	1	165	0.2	1	98	0.1
建 設 業	189	5,221	7.5	188	4,748	7.2
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	5	60	0.0	5	52	0.0
運 輸 業、郵 便 業	23	1,496	2.1	22	1,242	1.8
卸 売 業、小 売 業	195	4,555	6.5	189	3,832	5.8
金 融 業、保 険 業	12	5,857	8.4	15	5,475	8.3
不 動 産 業	174	10,377	14.9	186	11,483	17.4
物 品 賃 貸 業	9	303	0.4	8	268	0.4
学問研究、専門・技術サービス業	7	26	0.0	7	39	0.0
宿 泊 業	14	1,015	1.4	12	864	1.3
飲 食 業	70	593	0.8	66	416	0.6
生活関連サービス業、娯楽業	24	608	0.8	25	570	0.8
教 育、学 習 支 援 業	1	84	0.1	1	82	0.1
医 療、福 祉	51	4,070	5.8	52	3,928	5.9
その他のサービス	116	2,410	3.4	113	2,557	3.8
小 計	976	41,350	59.5	971	39,623	60.1
国・地方公共団体等	8	18,429	26.5	6	17,469	26.5
個 人	4,072	9,704	13.9	3,812	8,814	13.3
合 計	5,056	69,484	100.0	4,789	65,907	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ❖ 用途別の貸出金残高 ❖

(単位：百万円、%)

	平成26年度		平成27年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
運転資金	40,948	58.9	37,556	57.0
設備資金	28,535	41.1	28,351	43.0
合 計	69,484	100.0	65,907	100.0

## ❖ 預貸率の期末値及び期中平均値 ❖

(単位：%)

	平成26年度	平成27年度
期 末 預 貸 率	56.29	54.36
期 中 平 均 預 貸 率	56.47	53.84

(注) 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

## ❖ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ❖

(単位：百万円)

貸倒引当金内訳		期首残高	当 期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成26年度	873	605	—	873	605
	平成27年度	605	550	—	605	550
個別貸倒引当金	平成26年度	3,145	2,542	921	2,223	2,542
	平成27年度	2,542	1,927	658	1,883	1,927
合 計	平成26年度	4,019	3,147	921	3,097	3,147
	平成27年度	3,147	2,477	658	2,488	2,477

## ❖ 貸出金償却の額 ❖

貸出金償却		(単位：百万円)
平成26年度	—	
平成27年度	—	

### ❖ 商品有価証券の種類別の平均残高 ❖

商品有価証券の残高はありません。

### ❖ 有価証券の種類別の残存期間別の残高 ❖

(単位：百万円)

平成26年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	7	—	2,180	2,101	3,726	4,937	—	12,953
地方債	218	227	20	1,684	30	525	—	2,706
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	400	1,634	901	460	218	301	—	3,917
株式	—	—	—	—	—	—	9	9
外国証券	—	111	216	—	500	400	—	1,228
その他の証券	—	244	55	—	—	—	—	300

(単位：百万円)

平成27年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	—	313	2,980	2,606	3,202	6,257	—	15,361
地方債	10	224	1,178	520	30	515	—	2,478
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	400	1,726	1,064	221	199	—	—	3,613
株式	—	—	—	—	—	—	9	9
外国証券	—	111	216	—	—	—	—	328
その他の証券	5	31	3	—	3	—	—	44

### ❖ 有価証券の種類別の平均残高 ❖

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
国債	12,684	14,360
地方債	2,737	2,446
短期社債	—	—
社債	4,120	3,743
株式	9	9
外国証券	1,672	453
その他の証券	534	441
合計	21,756	21,454

### ❖ 預証率の期末値及び期中平均値 ❖

(単位：%)

	平成26年度	平成27年度
期末預証率	17.10	18.01
期中平均預証率	17.92	16.98

(注) 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

### ❖ 売買目的有価証券 ❖

該当ありません。

## ❖ 満期保有目的の債券 ❖

(単位：百万円)

種 類	平成26年度			平成27年度			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	6,845	7,404	558	9,108	10,162	1,053
	地 方 債	1,333	1,427	93	1,115	1,227	112
	社 債	659	715	55	659	718	58
	そ の 他	500	503	3	—	—	—
	小 計	9,339	10,050	710	10,883	12,107	1,223
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計	9,339	10,050	710	10,883	12,107	1,223	

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
 2. 上記の「その他」は、外国証券です。  
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

## ❖ その他有価証券 ❖

(単位：百万円)

種 類	平成26年度			平成27年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債 券	10,437	9,893	543	10,469	9,787	681
	国 債	6,107	5,698	408	6,252	5,692	560
	地 方 債	1,372	1,295	76	1,363	1,295	67
	社 債	2,957	2,899	58	2,854	2,799	54
	そ の 他	672	636	35	248	226	21
小 計	11,110	10,530	579	10,717	10,014	703	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	299	300	△ 0	99	100	△ 0
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	299	300	△ 0	99	100	△ 0
	そ の 他	356	585	△ 229	124	124	△ 0
小 計	655	885	△ 229	224	224	△ 0	
合 計	11,765	11,416	349	10,942	10,238	703	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。ただし、証券投資信託については、期末日前一ヶ月平均の市場価格に基づいております。  
 2. 上記の「その他」は、外国証券および証券投資信託です。  
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

## ❖ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券 ❖

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	9	9

## ❖ 金銭の信託 ❖

該当ありません。

## ❖ デリバティブ取引 ❖

該当ありません。

# リスク管理債権・金融再生法開示債権

## ❖ リスク管理債権の引当・保全状況 ❖

(単位：百万円)

区 分	残 高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) ((B+C)/A)	
破綻先債権	平成26年度	375	142	233	100.00
	平成27年度	165	33	131	100.00
延滞債権	平成26年度	4,607	2,091	2,303	95.40
	平成27年度	3,954	1,964	1,796	95.09
3ヵ月以上延滞債権	平成26年度	—	—	—	—
	平成27年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成26年度	896	332	217	61.41
	平成27年度	945	311	111	44.74
合 計	平成26年度	5,879	2,566	2,754	90.51
	平成27年度	5,065	2,310	2,038	85.85

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払が遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。  
 ① 更生手続開始の申立てがあった債務者  
 ② 再生手続開始の申立てがあった債務者  
 ③ 破産手続開始の申立てがあった債務者  
 ④ 特別清算開始の申立てがあった債務者  
 ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者  
 2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。  
 ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金  
 ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金  
 3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。  
 5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。  
 6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。  
 7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。  
 8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

信用金庫法に基づくリスク管理債権

## ❖ 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況 ❖

(単位：百万円、%)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	
金融再生法上の不良債権	平成26年度	5,896	5,337	2,577	2,759	90.51	83.15
	平成27年度	5,068	4,352	2,313	2,038	85.86	73.99
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成26年度	2,443	2,443	753	1,690	100.00	100.00
	平成27年度	1,937	1,937	665	1,271	100.00	100.00
危険債権	平成26年度	2,557	2,343	1,491	852	91.65	79.98
	平成27年度	2,185	1,991	1,336	655	91.12	77.16
要管理債権	平成26年度	896	550	332	217	61.40	38.62
	平成27年度	945	423	311	111	44.74	17.57
正常債権	平成26年度	63,742					
	平成27年度	60,968					
合 計	平成26年度	69,639					
	平成27年度	66,037					

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。  
 3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」

に該当する貸出金をいいます。  
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。  
 5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

### 信用金庫法上のリスク管理債権と金融再生法上の開示債権の違い

信用金庫法に基づくリスク管理債権は「貸出金」のみとなっておりますが、金融再生法に基づく開示債権は、貸出金以外の債権（債務保証見返、未収利息、仮払金等）も対象とされております。

# バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示

平成26年3月期より新しい自己資本比率規制（バーゼルⅢ）が適用されております。バーゼルⅢは①第1の柱（最低所要自己資本比率）②第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）③第3の柱（市場規律）で構成されております。

本資料は、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（金融庁告示第8号）」（第3の柱）に基づき作成したディスクロージャー資料です。

## 当金庫の自己資本の充実の状況等について

### 自己資本の構成に関する開示事項 …… 39

#### 定性的開示事項

1. 自己資本調達手段の概要 …… 38
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 …… 40
3. 信用リスクに関する事項 …… 41
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 …… 43
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 …… 43
6. 証券化エクスポージャーに関する事項 …… 44
7. オペレーショナル・リスクに関する事項 …… 45

8. 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 …… 45
9. 金利リスクに関する事項 …… 46

#### 定量的開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項 …… 40
2. 信用リスクに関する事項 …… 41
3. 信用リスク削減手法に関する事項 …… 43
4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 …… 「該当ありません」
5. 証券化エクスポージャーに関する事項 …… 44
6. 出資等エクスポージャーに関する事項 …… 45
7. 金利リスクに関する事項 …… 46

### 1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本につきましては、普通出資金、非累積的永久優先出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されています。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	函館信用金庫	函館信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,679 百万円	1,400 百万円

◎自己資本の構成に関する開示事項 <単体自己資本比率>

(単位：百万円)

項目	平成26年度		平成27年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	4,227		4,485	
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,261		3,243	
うち、利益剰余金の額	1,044		1,309	
うち、外部流出予定額(△)	78		67	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	537		521	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	537		521	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	4,764		5,006	
コア資本に係る調整項目(2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3	14	5	8
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3	14	5	8
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	3	—	2	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	7		8	
自己資本				
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	4,757		4,997	
リスク・アセット等(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	42,982		41,697	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,311		△ 2,204	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	14		8	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,325		△ 2,213	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,466		3,377	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	46,448		45,074	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ) / (ニ))	10.24%		11.08%	

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
 なお、当金庫は国内基準を採用しております。

# バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示

## 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、自己資本比率は11.08%と国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性は充分保たれております。

なお、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得

られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画につきましては、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

### ◎自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成26年度		平成27年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	42,982	1,719	41,697	1,667
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	45,293	1,811	43,901	1,756
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	87	3	46	1
地方三公社向け	39	1	39	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,632	265	7,146	285
法人等向け	17,044	681	16,656	666
中小企業等向け及び個人向け	6,011	240	5,570	222
抵当権付住宅ローン	1,563	62	1,639	65
不動産取得等事業向け	1,702	68	1,436	57
3ヵ月以上延滞等	159	6	167	6
取立未済手形	4	0	5	0
信用保証協会等による保証付	329	13	297	11
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	41	1	37	1
出資等のエクスポージャー	41	1	37	1
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	11,674	466	10,858	434
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	4,125	165	3,625	145
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	420	16	828	33
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	7,128	285	6,403	256
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	14	0	8	0
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 2,325	△ 93	△ 2,213	△ 88
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	3,466	138	3,377	135
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	46,448	1,857	45,074	1,802

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
 3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。  
 <オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

### 3. 信用リスクに関する事項

#### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを最重要のリスクであると認識し、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジット・ポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入する等、厳格な自己査定を実施しております

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会や ALM 委員会と協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対する報告も行っており、適切な対応に努めております。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果につい

ては監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

#### (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しております。

- ・株式会社 格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社 日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス (S&P)

適用する格付を判定する際には、債務者信用力格付を基本としており、複数機関の格付が並存する場合には、リスク・ウェイトの小さい方から2番目を採用しております。

なお、最小リスク・ウェイトが2機関以上ある場合は当該リスク・ウェイトを採用しております。

### ◎ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引		3ヵ月以上延滞エクスポージャー	
	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
国 内	130,707	128,143	69,639	66,050	19,033	20,771	—	—	1,427	761
国 外	1,212	312	—	—	1,212	312	—	—	—	—
地 域 別 合 計	131,919	128,455	69,639	66,050	20,245	21,083	—	—	1,427	761
製 造 業	4,361	3,837	4,361	3,837	—	—	—	—	393	18
農 業、林 業	56	48	56	48	—	—	—	—	1	1
漁 業	228	179	228	179	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	166	99	166	99	—	—	—	—	130	85
建 設 業	5,382	4,892	5,382	4,892	—	—	—	—	158	13
電気・ガス・熱供給・水道業	100	100	—	—	100	100	—	—	—	—
情 報 通 信 業	60	52	60	52	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	1,508	1,252	1,508	1,252	—	—	—	—	2	2
卸 売 業、小 売 業	4,755	3,991	4,755	3,991	—	—	—	—	262	139
金 融 業、保 険 業	47,939	46,704	5,861	5,491	4,111	2,911	—	—	0	0
不 動 産 業	11,219	12,268	11,019	12,068	200	200	—	—	23	15
物 品 賃 貸 業	303	268	303	268	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	39	52	39	52	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	1,034	883	1,034	883	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	712	525	712	525	—	—	—	—	6	5
生活関連サービス業、娯楽業	710	645	710	645	—	—	—	—	417	416
教 育、学 習 支 援 業	84	82	84	82	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	4,509	4,283	4,509	4,283	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	2,578	2,690	2,574	2,686	—	—	—	—	—	30
国・地方公共団体等	34,268	35,346	18,429	17,470	15,833	17,871	—	—	—	—
個 人	7,838	7,237	7,838	7,237	—	—	—	—	30	33
そ の 他	4,059	3,011	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	131,919	128,455	69,639	66,050	20,245	21,083	—	—	1,427	761
1 年 以 下	25,557	28,019	13,831	14,409	625	410	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	25,141	22,122	9,209	7,790	1,931	2,331	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	15,027	15,740	8,607	6,065	3,219	5,275	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	10,219	9,246	6,044	6,026	4,174	3,220	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	14,243	13,296	9,874	9,863	4,368	3,432	—	—	—	—
10 年 以 上	27,784	28,112	21,859	21,699	5,924	6,413	—	—	—	—
期間の定めのないもの	13,946	11,917	211	196	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	131,919	128,455	69,639	66,050	20,245	21,083	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。  
 2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。  
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

# バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示

## ◎ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

※ 34ページ「貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」をご参照ください。

## ◎ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
製 造 業	857	894	894	526	185	389	672	505	894	526	—	—
農 業、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	84	84	86	—	—	—	84	84	86	—	—
建 設 業	1,041	407	407	282	642	107	399	300	407	282	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	0	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—
卸売業、小売業	340	313	313	307	26	8	314	305	313	307	—	—
金融業、保険業	52	7	7	6	34	—	18	7	7	6	—	—
不 動 産 業	92	68	68	66	9	—	83	68	68	66	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	52	52	52	—	—	52	52	—	52	—	—	—
飲 食 業	131	130	130	38	2	97	129	33	130	38	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	380	385	385	388	—	—	380	385	385	388	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉	16	151	151	158	—	—	16	151	151	158	—	—
その他のサービス	106	20	20	24	—	—	106	20	20	24	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	73	25	25	40	20	0	53	25	25	40	—	—
合 計	3,145	2,542	2,542	1,927	921	658	2,223	1,883	2,542	1,927	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ◎ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成26年度		平成27年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0	—	48,577	—	45,314
10	—	4,174	—	3,445
20	—	33,173	—	36,218
35	—	4,541	—	4,773
50	1,941	1,517	2,165	802
75	—	7,193	—	6,540
100	—	30,427	—	28,878
150	—	374	—	273
250	—	—	—	43
その他	—	—	—	—
合 計	131,919		128,455	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## 4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を削減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「事務取扱規程」等や「不動産担保評価管理システム」等により、

適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する一般社団法人しんきん保証基金があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務取扱規程」等において、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

## ◎ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,224	2,052	5,971	6,179	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや取引相手が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫では、「デリバティブ取引取扱規程」等を定め、

与信限度額を設定するなど、信用リスク、市場リスクを適切に管理する態勢を整備しております。

なお、派生商品取引及び長期決済期間取引は該当ありません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫における証券化取引の役割としては、オリジネーターがあります。オリジネーターにあたるものとして、政策金融公庫（旧中小公庫）CLOを有しておりましたが、現在は取扱はございません。

### ◎ オリジネーターの場合

- ① 原資産の合計額等  
該当ありません
- ② 三月以上延滞エクスポージャーの額等（原資産を構成するエクスポージャーに限る）  
該当ありません
- ③ 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別内訳  
該当ありません
- ④ リスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等  
該当ありません
- ⑤ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳  
該当ありません
- ⑥ 早期償還条項付の証券化エクスポージャー  
該当ありません
- ⑦ 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略  
該当ありません
- ⑧ 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額等  
該当ありません
- ⑨ 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額  
該当ありません

### ◎ 投資家の場合

- ① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
該当ありません
- ② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等  
該当ありません
- ③ 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額  
該当ありません

## 7. オペレーショナル・リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、評判リスク、人的リスク、有形資産リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理態勢や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会等、各種委員会におきまして協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による理事会等に報告する態勢となっております。

### (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

## 8. 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定された保有限度枠、損失限度枠の遵守状況を、リスク管理委員会、ALM委員会等に報告するとともに定期的に理事会、常務会に報告しています。

資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「資金運用基準」等に基づき適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告書を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

一方、非上場株式、その他ベンチャーファンド又は投

### ◎ 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	平成26年度		平成27年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
非 上 場 株 式 等	9	—	9	—
合 計	9	—	9	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

### ◎ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度
売 却 益	16	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

### ◎ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません

### ◎ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません

## 9. 金利リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

### (2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいております。

- 計測手法 預貸金等…「金利ラダー方式」  
有価証券…「GPS方式」
- コア預金  
対象：流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)  
算定方法：①過去5年の最低残高  
②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高  
③現残高の50%相当額  
以上3つのうち最小の額を上限  
満期：5年以内(平均2.5年)
- 金利感応資産  
預貸金、有価証券、預け金、その他資産の内金利・期間を有する資産・負債
- 金利ショック幅  
1パーセントイル値又は99パーセントイル値
- リスク計測の頻度 四半期毎

### ◎ 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

区 分	運用勘定		区 分	調達勘定	
	金利リスク量			金利リスク量	
	平成26年度	平成27年度		平成26年度	平成27年度
貸 出 金	△ 107	△ 153	定 期 性 預 金	6	24
有 価 証 券 等	△ 223	△ 246	要 求 払 預 金	42	71
預 け 金	△ 13	△ 48	そ の 他	1	2
コ ー ル ロ ー ン 等	—	—	調 達 勘 定 合 計	49	96
そ の 他	—	—			
運 用 勘 定 合 計	△ 343	△ 448			

銀行勘定の金利リスク	△ 294	△ 352
------------	-------	-------

- (注) 1. 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを1パーセントイル値又は99パーセントイル値として銀行勘定の金利リスクを算出しております。  
2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しております。  
3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しております。

## ❖ 開示基準項目 ❖

このディスクロージャー誌は、信用金庫法第89条で準用する銀行法第21条に基づいて作成していますが、その基準における各項目は以下のページに掲載しています。

### 1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

- イ. 事業の組織 ..... 17
- ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名 ..... 17
- ハ. 会計監査人の氏名又は名称 ..... 17
- ニ. 事務所の名称及び所在地 ..... 17・24

### 2. 金庫の主要な事業の内容 ..... 13

### 3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの

- イ. 直近の事業年度における事業の概況 ..... 6・7
- ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項
  - ① 経常収益 ..... 7
  - ② 経常利益又は経常損失 ..... 7
  - ③ 当期純利益又は当期損失 ..... 7
  - ④ 出資総額及び出資総口数 ..... 7
  - ⑤ 純資産額 ..... 7
  - ⑥ 総資産額 ..... 7
  - ⑦ 預金積金残高 ..... 7
  - ⑧ 貸出金残高 ..... 7
  - ⑨ 有価証券残高 ..... 7
  - ⑩ 単体自己資本比率 ..... 7
  - ⑪ 出資に対する配当金 ..... 7
  - ⑫ 職員数 ..... 7

### ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表第一に掲げる事項

- ① 主要な業務の状況を示す指標
  - ア. 業務粗利益及び業務粗利益率 ..... 32
  - イ. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支 ..... 32
  - ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや ..... 32
  - エ. 受取利息及び支払利息の増減 ..... 32
  - オ. 総資産経常利益率 ..... 32
  - カ. 総資産当期純利益率 ..... 32
- ② 預金に関する指標
  - ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高 ..... 33
  - イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高 ..... 33
- ③ 貸出金等に関する指標
  - ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 ..... 33
  - イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 ..... 33
  - ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 ..... 33

- エ. 用途別の貸出金残高 ..... 34
- オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 ..... 34
- カ. 預貸率の期末値及び期中平均値 ..... 34

### ④ 有価証券に関する指標

- ア. 商品有価証券の種類別の平均残高 ..... 35
- イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高 ..... 35
- ウ. 有価証券の種類別の平均残高 ..... 35
- エ. 預証率の期末値及び期中平均値 ..... 35

### 4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項

- イ. リスク管理の態勢 ..... 18・19
- ロ. 法令等遵守の態勢 ..... 19・20
- ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況 ..... 10・11
- ニ. 金融A D R制度への対応 ..... 21

### 5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

- イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 ..... 27~31
  - ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
    - ① 破綻先債権に該当する貸出金 ..... 37
    - ② 延滞債権に該当する貸出金 ..... 37
    - ③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金 ..... 37
    - ④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 ..... 37
  - ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 ..... 38~46
  - ニ. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
    - ① 有価証券 ..... 36
    - ② 金銭の信託 ..... 36
    - ③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引 ..... 36
  - ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ..... 34
  - ヘ. 貸出金償却の額 ..... 34
  - ト. 金庫が法38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 ..... 29
- ### 6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの ..... 31

- 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性確認（理事長） ..... 29
- 金融再生法に基づく開示債権 ..... 37



<http://www.hakodate-shinkin.jp/>